

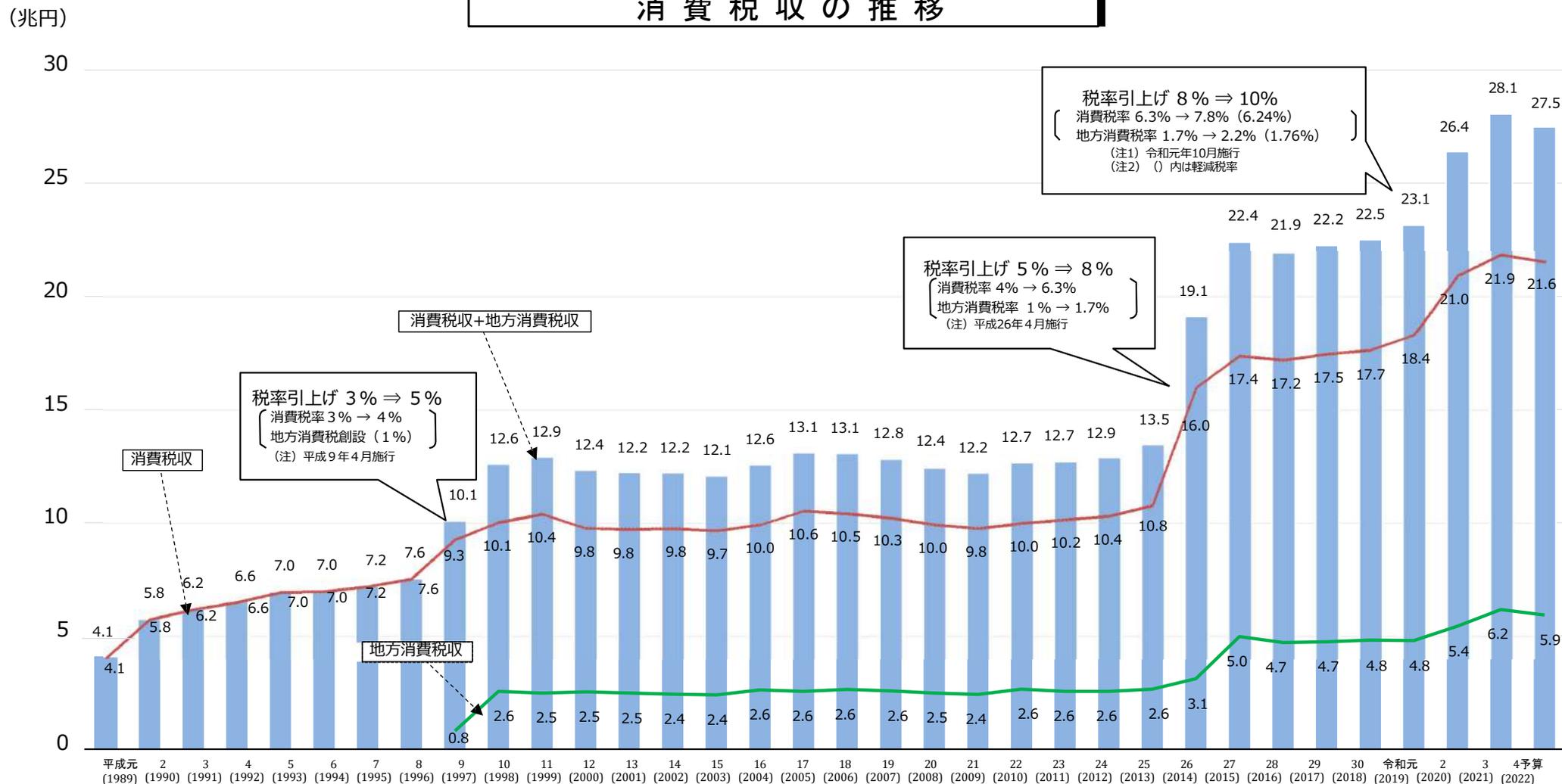
# 参 考 資 料

## 〔消費課税〕

令和 4 年 10 月 26 日（水）  
財 務 省

- 1. 消費税関係**
2. 酒税・たばこ税関係
3. 諸税関係

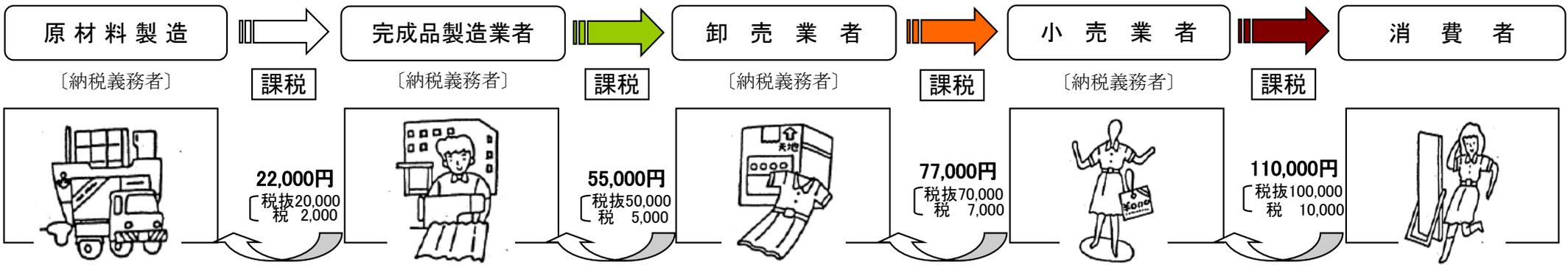
# 消費税収の推移



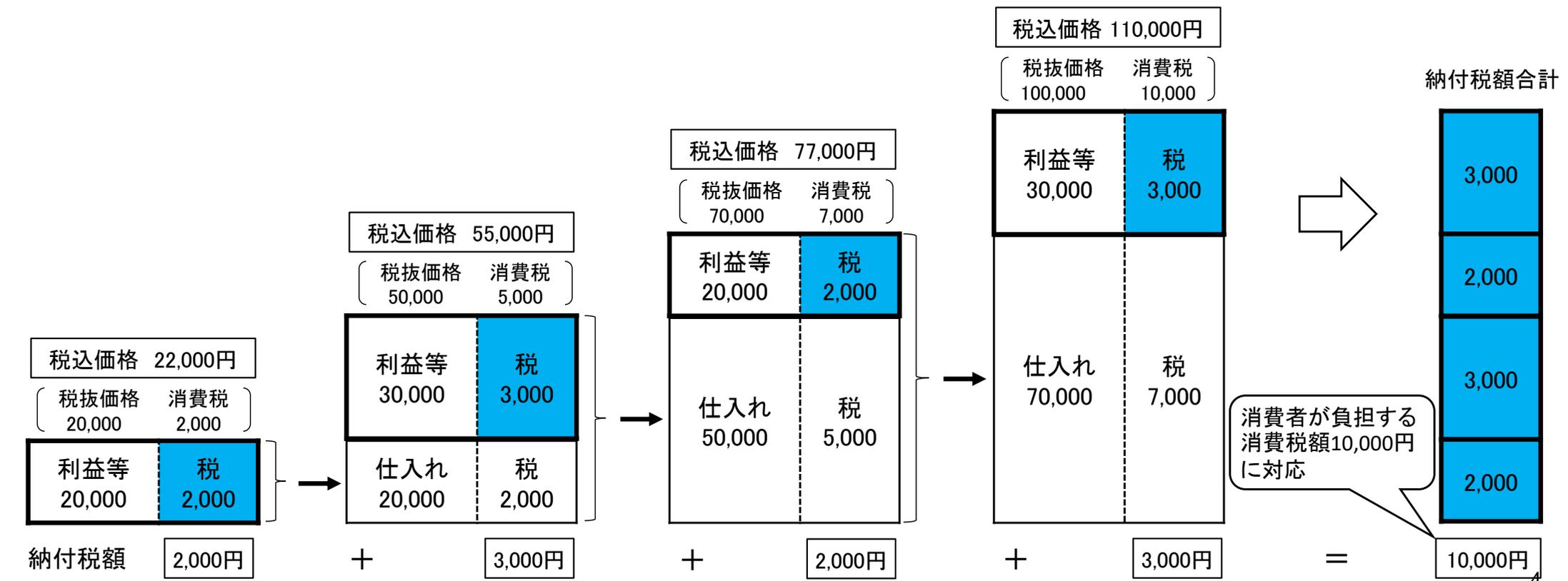
(注) 1. 消費税収については、令和2年度以前は決算額、令和3年度は決算額（概数）、令和4年度は予算額。  
 2. 地方消費税収については、令和2年度以前は決算額、令和3年度は決算見込額、令和4年度は地方財政計画額。  
 3. 計数はそれぞれ四捨五入によっている。

# 消費税の多段階課税の仕組み（イメージ）

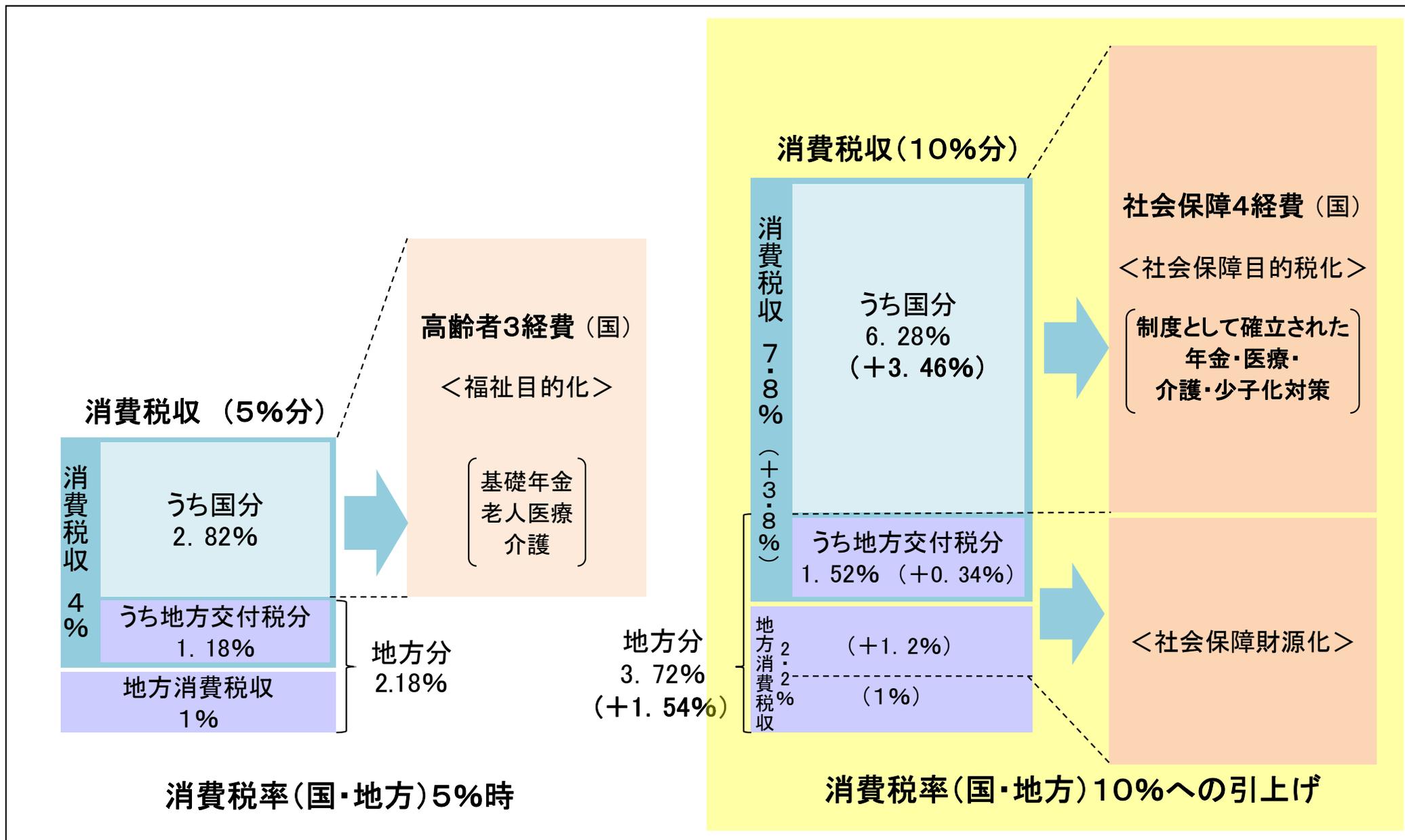
- 消費税は、財・サービスの消費が行われることに着目して課税される税
- 消費税の実質的な負担者は消費者であるが、納税義務者は事業者
- 全国にわたる製造、卸、小売り等の各取引段階の事業者が納付する消費税額の合計は、消費者が負担する消費税額に対応



※税率10%の場合(「税」、「消費税」には地方消費税を含む。)



# 消費税込の国・地方の配分と用途



(注) 税制抜本改革法等に基づく。なお、消費税率(国・地方)8%への引上げ時においては、消費税込6.3%(うち国分4.9%(+2.08%)、地方交付税分1.4%(+0.22%)、地方消費税込1.7%(+0.7%)。(地方財源3.1%)

## 消費税における非課税取引

### ○ 税の性格から課税対象とならないもの

- 土地の譲渡及び貸付け
- 有価証券、支払手段等の譲渡
- 貸付金等の利子、保険料等
- 郵便切手類、印紙等の譲渡
- 行政手数料等、外国為替取引

### ○ 社会政策的な配慮に基づくもの

- 医療保険各法等の医療
- 社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業等
- 一定の学校の授業料、入学検定料
- 第二種社会福祉事業及び社会福祉事業に類する事業
- 入学金、施設設備費、学籍証明等手数料
- 助産
- 埋葬料、火葬料
- 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等
- 教科用図書等の譲渡
- 住宅の貸付け

※点線枠囲みについては、平成3年度改正（議員立法）により追加

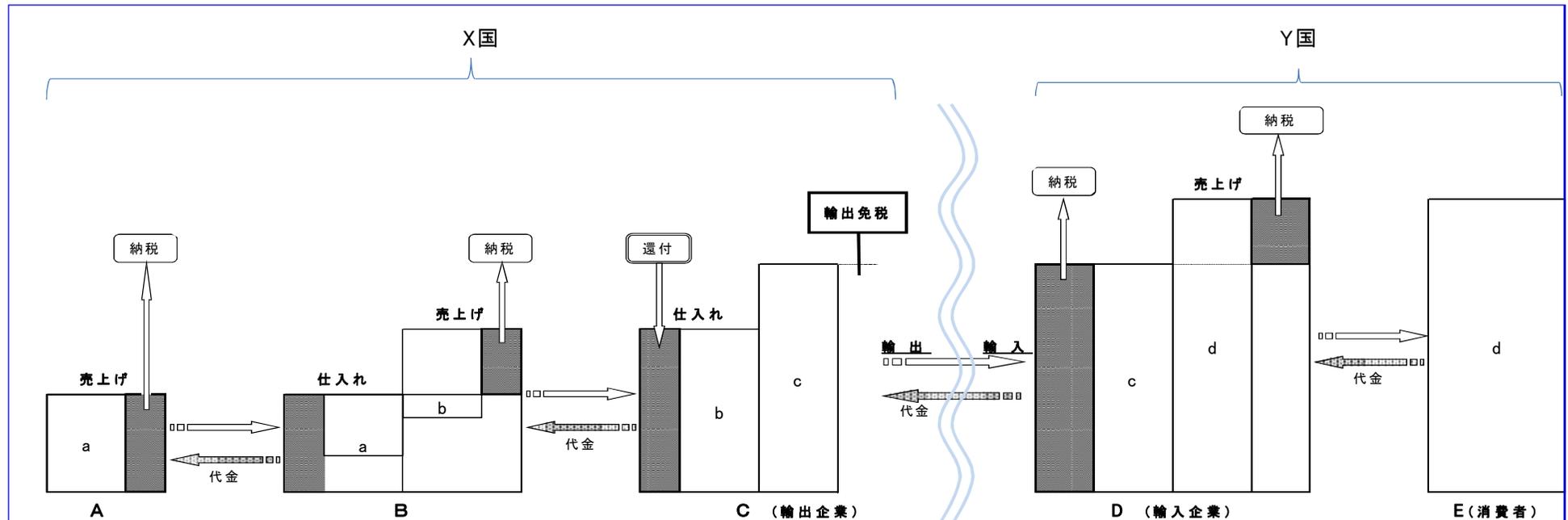
## 輸出取引に係る消費税について

消費税は、国内の消費者に最終的な負担を求める税。このため、輸出取引については免税とし、輸入国側が輸入の際に課税する仕組みとなっている。

これは、付加価値税の国際的なルール。

輸出企業【下図C】は、仕入れに係る消費税分を仕入税額控除するが、これは、輸出企業以外の企業も同じ取扱い。輸出企業については、輸出取引が免税とされる結果として還付が生じているものである。

### イメージ



# 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行う ための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）（抄）

## （税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

**第七条** 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ 低所得者に配慮する観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。第六号において「番号法」という。）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する制度（次号ニ(3)及び第六号において「番号制度」という。）の本格的な稼働及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度（医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるものをいう。）、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ロ 低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ハ 第二条の規定の施行からイ及びロの検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

ニ～ヨ （省略）

二～八 （省略）

# 軽減税率制度の導入の経緯と対象品目設定の考え方

## 【経緯】

- 税制抜本改革法（平成24年法律第68号）7条において、以下の記述  
「低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。」  
↓
- 平成28年度税制改正において、消費税率引上げに伴う低所得者対策として軽減税率制度を導入（消費税率引上げと同時（令和元年10月1日）に施行）

## 【対象品目設定の基本的な考え方】

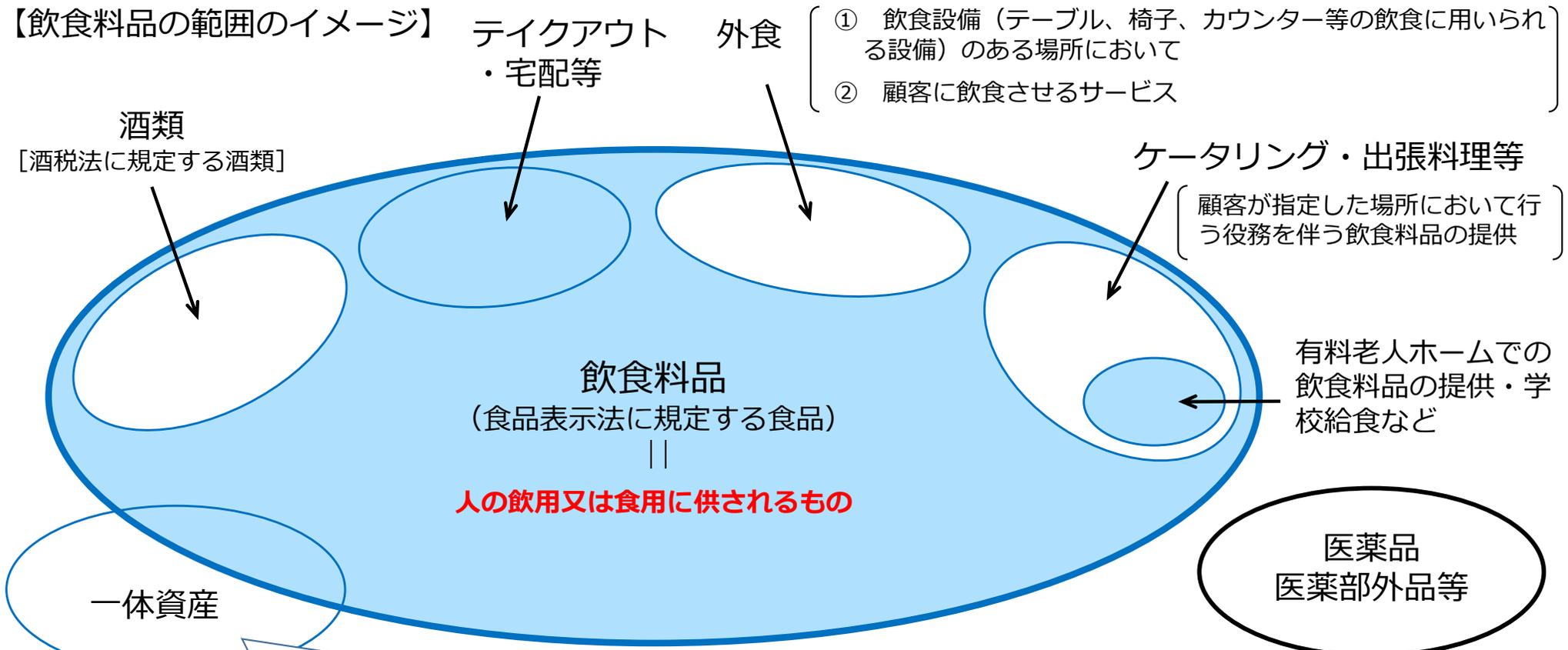
- 消費税率10%への引上げに伴う低所得者への配慮との趣旨を踏まえ、  
① 日々の生活の中での消費・利活用の状況 ② 消費税の逆進性の緩和 ③ 合理的かつ明確な「線引き」 ④ 社会保障財源である消費税収への影響 等の諸点を総合勘案し、対象品目を検討。  
→ ほぼ全ての人が毎日購入している「酒類・外食<sup>(注)</sup>を除く飲食料品が対象とされた。
- これにより、低所得者ほど収入に占める消費税負担の割合が高いという、いわゆる消費税の逆進性を緩和することが可能。
- 加えて、日々の生活の中で、買い物の都度、痛税感の緩和を実感できる。
- また、「新聞」は、日常生活における情報媒体として、全国あまねく均質に情報を提供し、幅広い層に日々読まれていることから、購読料の負担が逆進的となっていることが考慮され、対象とされたもの。

(注) 「外食」は、消費税負担が逆進的とは言えない（例：高級レストラン等）こと、諸外国においても同様に、軽減税率の対象外としている事例が多く見受けられること等を総合勘案し、対象とされていない。

- その他の品目（いわゆる「生活必需品」）に対する考え方について  
飲食料品や新聞以外の、いわゆる「生活必需品」に対しても軽減税率を適用することについては、
  - ・ 特定の物品のみを対象とすると、代替品との間で歪みが生じうること（例：トイレットペーパーが軽減対象でティッシュペーパーが標準税率対象となるなど）
  - ・ こうした歪みを解消しようとするれば、際限なく対象が広がり、社会保障財源となっている消費税収を減少させるおそれがあること  
等を踏まえ、適切でない。

# 軽減税率制度の対象品目

- ① 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）の譲渡をいい、外食等を除く）
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡



- ① 飲食設備（テーブル、椅子、カウンター等の飲食に用いられる設備）のある場所において
- ② 顧客に飲食させるサービス

「一体資産」とは、紅茶とティーカップのセット商品のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。  
 「一体資産」のうち、税抜価格が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります。）。

## 消費税の税額計算と仕入税額控除について

### ○消費税の税額計算

$$\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納税額}$$

→ 「仕入税額控除」

### ○仕入税額控除の要件

現行制度

～2019年9月 (請求書等保存方式)	2019年10月～2023年9月 (区分記載請求書等保存方式)	2023年10月～ (インボイス制度)
仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存
請求書等の客観的な証拠書類の保存	一定の記載事項が追加された請求書等(区分記載請求書等)の客観的な証拠書類の保存	適格請求書(インボイス)の保存

### (ポイント)

軽減税率制度の実施後(2019年10月～)、仕入税額控除のために保存が必要となる請求書等が変わりました。また、その4年後(2023年10月)からは、「インボイス制度」に変わります。

## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

- **複数税率の下**で、事業者が消費税の仕入税額を正確に計算するために**必要不可欠な仕組み**。
- **付加価値税を導入するすべてのOECD諸国で実施**されている。

### 〔従来の請求書（単一税率）〕

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,200円
■月1日 割りばし	540円
■月3日 牛 肉	5,400円
：	
合 計	43,200円

### 〔適格請求書（インボイス）イメージ〕

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234...)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	
合 計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円

※は軽減税率対象

R5年10月～

#### 【追加の記載事項】

- ① **登録番号**
- ② **適用税率**
- ③ **消費税額**
- ④ **軽減対象品目である旨**

### 取引総額が分かれば仕入税額が計算可能



- 取引慣行上の請求書等で対応可能であり、税法で特段の**義務付けは不要**。
- 結果的に、免税事業者が交付する請求書等でも**仕入税額控除が可能**。

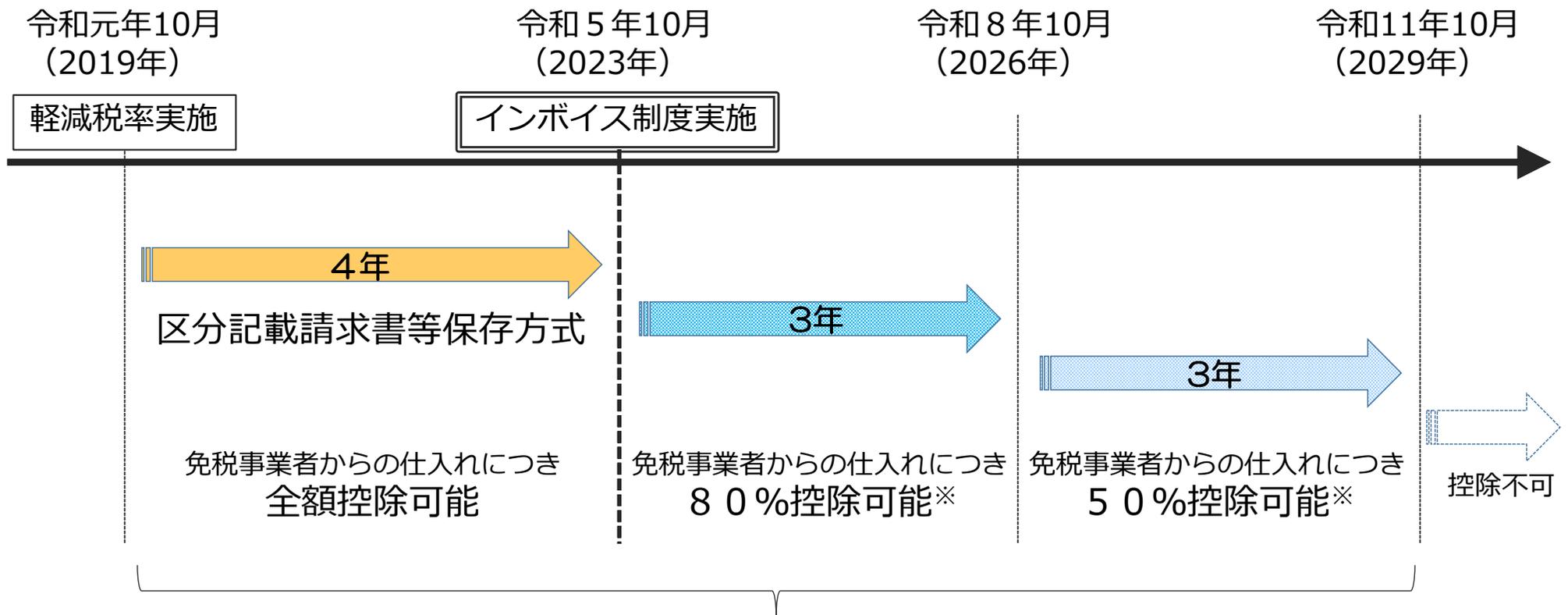
### 仕入税額を正確に伝える仕組みが別途必要



- 請求書等に「売り手」が**適用税率・税額を別記**することを**義務付ける必要**。
- 事後検証ができるよう、交付した請求書等の**保存**を「売り手」にも**義務付ける必要**。
- 税額計算や納税の義務が**免除される**小規模事業者にとこれらの義務を課すことは不可（→免税事業者からの仕入れについては**控除できない**）。
- 「インボイスを作成できる者」が作成したものなのか簡単に確認できるようにするための**登録番号が必要**。

## インボイス制度への円滑な移行のための経過措置について

- インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。



インボイス制度への円滑な移行のため、10年間の経過措置期間を設けている

(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

# 諸外国における付加価値税の概要

(2022年1月現在)

	日本	E C 指令	フランス	ドイツ	スウェーデン	英国	
施行	1989年	1977年	1968年	1968年	1969年	1973年	
納税義務者	資産の譲渡等を行う事業者及び輸入者	経済活動をいかなる場所であれ独立して行う者及び輸入者	有償により財貨の引渡又はサービスの提供を独立して行う者及び輸入者	営業又は職業活動を独立して行う者及び輸入者	経済活動をいかなる場所であれ独立して行う者及び輸入者	事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務づけられている者及び輸入者	
非課税	土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等	土地の譲渡（建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡（新築建物の建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡（新築建物の建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	
税 率	標準税率	10% (注2)	15%以上	20%	19%	25%	20%
	ゼロ税率	なし	ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は、否定する考え方を採っている。(注3)	なし	なし	なし	食料品、水道水（家庭用）、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築（土地を含む）、新築建物の譲渡（土地を含む）、障害者用機器等
	輸出免税	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
	軽減税率	酒類・外食を除く飲食品、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞 8% (注2)	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス、スポーツ観戦、映画等 5%以上 (注3) (2段階まで設定可能)	旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス等 10% 食料品、水道水、書籍、スポーツ観戦、映画等 5.5% 新聞、雑誌、医薬品等 2.1%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用、スポーツ観戦、映画等 7%	食料品、宿泊施設の利用、外食サービス等 12% 新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、スポーツ観戦等 6%	家庭用燃料及び電力等 5%
	割増税率	なし	割増税率は否定する考え方を採っている。	なし	なし	なし	なし
課税期間	1年（個人事業者：暦年 法人：事業年度） ただし、選択により3か月又は1か月とすることができる。	1か月、2か月、3か月又は加盟国の任意により定める1年以内の期間	1か月 (注4)	1年	3か月又は1年 (注5)	3か月 (注6)	

(注1) 上記は、各国における原則的な取扱いを記載。なお、新型コロナウイルス感染症に伴う措置として、時限的に税率の引下げや軽減税率の対象品目の拡大等を実施している場合がある。

(注2) 日本については、10%（標準税率）のうち2.2%、8%（軽減税率）のうち1.76%は地方消費税(地方税)である。

(注3) 令和3年12月、EU経済・財務相理事会において、特定の品目について①軽減税率の適用品目の拡大及び②ゼロ税率及び5%未満の軽減税率を認める旨等を盛り込んだ改正指令が合意され、今後、欧州議会における協議等を経て正式に発行することとされている（令和3年12月7日欧州委員会プレスリリース）。

(注4) 課税売上高が一定額以下の場合には、1年の課税期間を選択することができ、付加価値税額が一定額以下の場合には、3か月の課税期間を選択することができる。

(注5) 課税期間は課税売上高に応じて決定される（課税売上高が大きいほど短い課税期間となる）。また、申請によって1か月又は3か月のより短い課税期間を選択することができる。

(注6) 課税売上高が一定額以下等の場合には、1年の課税期間を選択することができる。また、申請等によって1か月の課税期間を選択することができる。

## 事業者免税点制度の概要

- 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間について、消費税を納める義務が免除されている。
- 基準期間（前々事業年度）のない新設法人の設立1期目及び2期目の扱いは原則として資本金の額で判定。
  - ※ 資本金1,000万円未満の新設法人は、設立当初の2年間、免税事業者となる。資本金1,000万円以上の新設法人は、設立当初の2年間、事業者免税点制度が適用されないため課税事業者となる。

### 制度の趣旨

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置

### これまでの制度の見直し

#### 【平成9年税率引上げ時】

資本金1,000万円以上の新設法人は不適用（設立後2年間に限る）

#### 【平成15年度改正】

適用上限を課税売上高3,000万円から1,000万円へ引き下げ

#### 【平成23年度改正】

前年又は前事業年度上半期の課税売上高が1,000万円を超える事業者は不適用

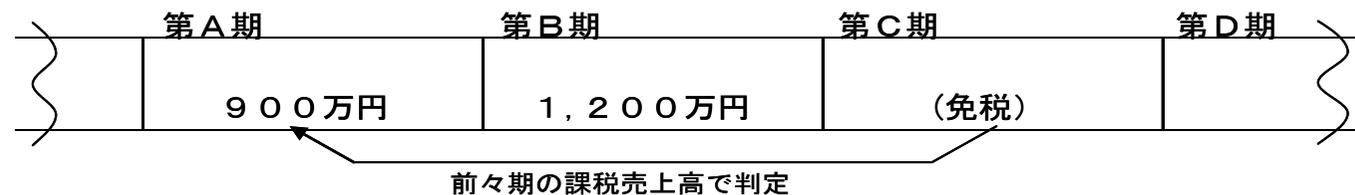
※1 課税売上高に代えて支払給与の額で判定可

※2 平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度について適用

#### 【社会保障・税一体改革】

資本金1,000万円未満の新設法人のうち、課税売上高5億円超の事業者等がグループで50%超出資して設立された法人は不適用（設立後2年間に限る） ※ 平成26年4月1日以後に設立される法人について適用

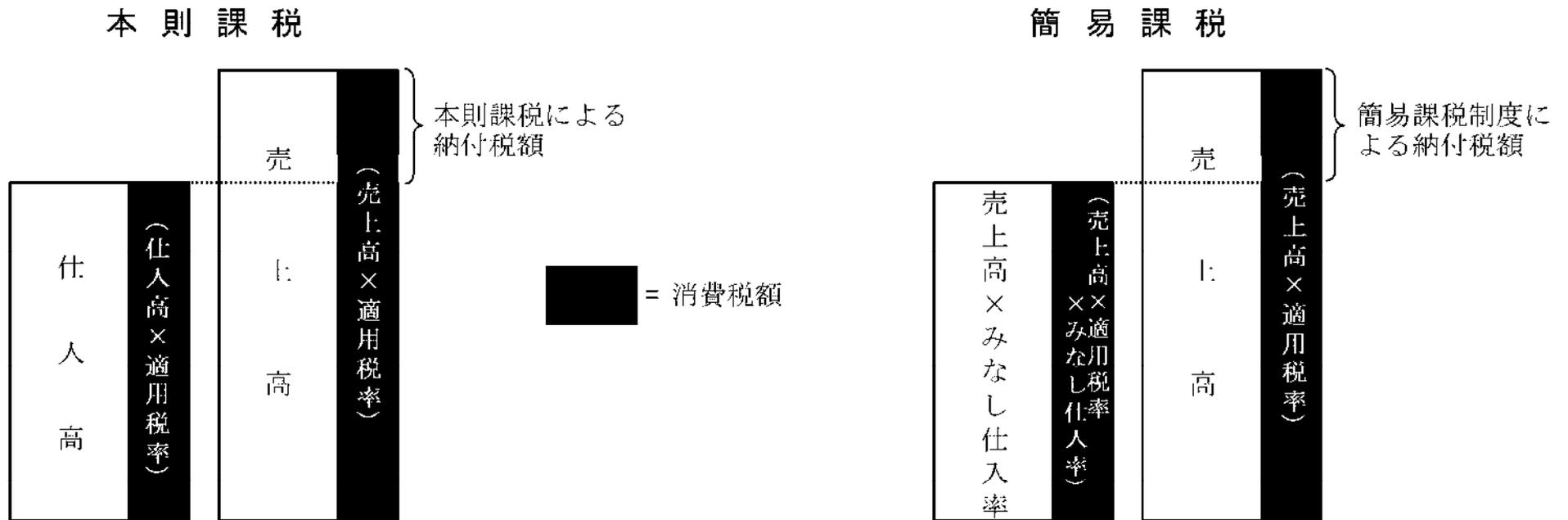
### 【事例】



- 第C期 — 免税（第A期の課税売上高が1,000万円以下）

# 簡易課税制度の概要

- 簡易課税制度は、売上高のみで納付税額を計算する制度  
→ 仕入税額控除を行うに当たり、請求書等の保存は不要
- 課税売上高が5,000万円以下の中小事業者の事務負担への配慮から設けられている措置



- **適用要件** = 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること
- **みなし仕入率** = 事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

卸売業	小売業等 <small>(注1)</small>	製造業等 <small>(注1)</small>	サービス業等 <small>(注2)</small>	不動産業	その他事業
90%	80%	70%	50%	40%	60%

(注1) 消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業は80%、その他の農林水産物を生産する事業は70%となる。

(注2) サービス業等とは、サービス業、運輸通信業、並びに金融業及び保険業をいう。

※ 簡易課税制度を選択した事業者は、2年間以上継続した後でなければ、選択をやめることはできない。

# 主要国における免税点制度・簡易課税制度の概要

(2022年1月現在)

	日本	英国	ドイツ	フランス
【免税点制度】	<p>前々課税期間の課税売上高</p> <p>1,000万円以下</p>	<p>直近1年間の課税売上高 又は 今後1年間の課税売上高見込額</p> <p>85,000ポンド (1,309万円)以下</p> <p>83,000ポンド (1,278万円)以下</p>	<p>前年の課税売上高</p> <p>22,000ユーロ (286万円)以下</p> <p>かつ</p> <p>当年の課税売上高見込額</p> <p>50,000ユーロ (650万円)以下</p>	<p>前年の課税売上高</p> <p>85,800ユーロ (1,115万円)以下</p> <p>かつ</p> <p>当年の課税売上高見込額</p> <p>94,300ユーロ (1,226万円)以下</p>
【簡易課税制度】	<p>前々課税期間の課税売上高</p> <p>5,000万円以下</p>	<p>今後1年間の課税売上高見込額</p> <p>150,000ポンド (2,055万円)以下</p>	<p>前年の課税売上高</p> <p>61,356ユーロ (798万円)以下</p>	なし
	<p>・売上税額にみなし仕入れ率を乗じて、仕入税額を計算。 ・みなし仕入れ率は、90%（卸売業）～40%（不動産業）の6区分。</p>	<p>・売上総額に平均率を乗じて、納付税額を計算。 ・平均率は、14.5%（法律サービス業等）～4%（食品等の小売業）の17区分。</p>	<p>・課税売上高に平均率を乗じて、仕入税額を計算。 ・平均率は、12.5%（燃料の小売業）～1.6%（建物窓清掃業）の52区分。</p>	

(注1) 上記は、各国における原則的な取扱いを記載。

(注2) 日本の免税点制度は、資本金1,000万円以上の新設法人（設立当初の2年間）等については、不適用。

(注3) 英国の簡易課税制度は、同制度適用開始後に年間税込売上高が230,000ポンド（3,542万円）を超えた場合、及び今後30日間の税込売上高見込額が230,000ポンド（3,542万円）を超える場合については、不適用。

(注4) フランスの免税点制度は、商業、サービス業（外食・宿泊業等を除く）、専門職など、基準額が対象に応じて複数存在する。表中では商業に適用される基準額を記載。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=154円、1ユーロ=130円（裁定外国為替相場：令和4年（2022年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

1. 消費税関係
- 2. 酒税・たばこ税関係**
3. 諸税関係

## 2-1. 嗜好品課稅

## ●酒税・たばこ税関係

# わが国税制の現状と課題 －21世紀に向けた国民の参加と選択－（抄）

平成12年7月14日  
税制調査会

## 第二 個別税目の現状と課題

### 三 消費課税

#### 6. し好品課税

##### (1) し好品課税の意義

わが国では、酒類やたばこについては、他の物品と異なる特殊なし好品としての性格に着目して、従来から、他の物品に比べ高い税負担を求めてきています。

これは諸外国においても同様の状況にあり、付加価値税や小売売上税などの一般的な消費課税制度を有する諸外国においても、酒類やたばこにはかなり高率な酒税やたばこ税が課されているほか、付加価値税などが課されているのが通例となっています。

##### (2) 酒税

##### ③ 今後の課題

ロ．消費課税については、税制の中立性や公平性の観点から同種・同等のものには同様の負担を求めることが要請されます。（後略）

## 2-2. 酒税

## 酒税法における酒類の分類及び定義

(令和4年10月現在)

種 類	定 義
発泡性酒類	ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類（ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分が10度未満で発泡性を有するもの）
醸造酒類	清酒、果実酒、その他の醸造酒
蒸留酒類	連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ
混成酒類	合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒

品 目	定 義 の 概 要
清酒	* 米・米こうじ・水を原料として発酵させてこしたもの（アルコール分が22度未満のもの） * 米・米こうじ・水、その他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたもの（アルコール分が22度未満のもの）
合成清酒	* アルコール・焼酎・ぶどう糖等を原料として製造した酒類で清酒に類似するもの（アルコール分が16度未満のもの）
連続式蒸留焼酎	* アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留したもの（アルコール分36度未満のもの）
単式蒸留焼酎	* アルコール含有物を連続式蒸留機以外で蒸留したもの（アルコール分が45度以下のもの）
みりん	* 米・米こうじに焼酎又はアルコール、その他政令で定める物品を加えてこしたもの（アルコール分が15度未満のもの）
ビール	* 麦芽・ホップ・水を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のもの） * 麦芽・ホップ・水、麦等政令で定める物品を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のもの） * ビールにホップ又は政令で定める物品を加えて発酵させたもの（アルコール分が20度未満のもの）
果実酒	* 果実を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のもの）
甘味果実酒	* 果実酒に糖類・ブランデー等を混和したもの
ウイスキー	* 発芽させた穀類・水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
ブランデー	* 果実・水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
原料用アルコール	* アルコール含有物を蒸留したもの（アルコール分45度を超えるもの）
発泡酒	* 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が20度未満のもの）
その他の醸造酒	* 糖類等を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のもの）
スピリッツ	* 清酒からその他の醸造酒までのいずれにも該当しない酒類でエキス分2度未満のもの
リキュール	* 酒類と糖類等を原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの
粉末酒	* 溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの
雑酒	* 清酒から粉末酒までのいずれにも該当しない酒類

※ 定義改正により、次の酒類を発泡酒に追加（令和5年10月1日施行予定）

- \* ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が20度未満のもの）
- \* 香味、色沢その他の性状がビールに類似する酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が20度未満のもの）

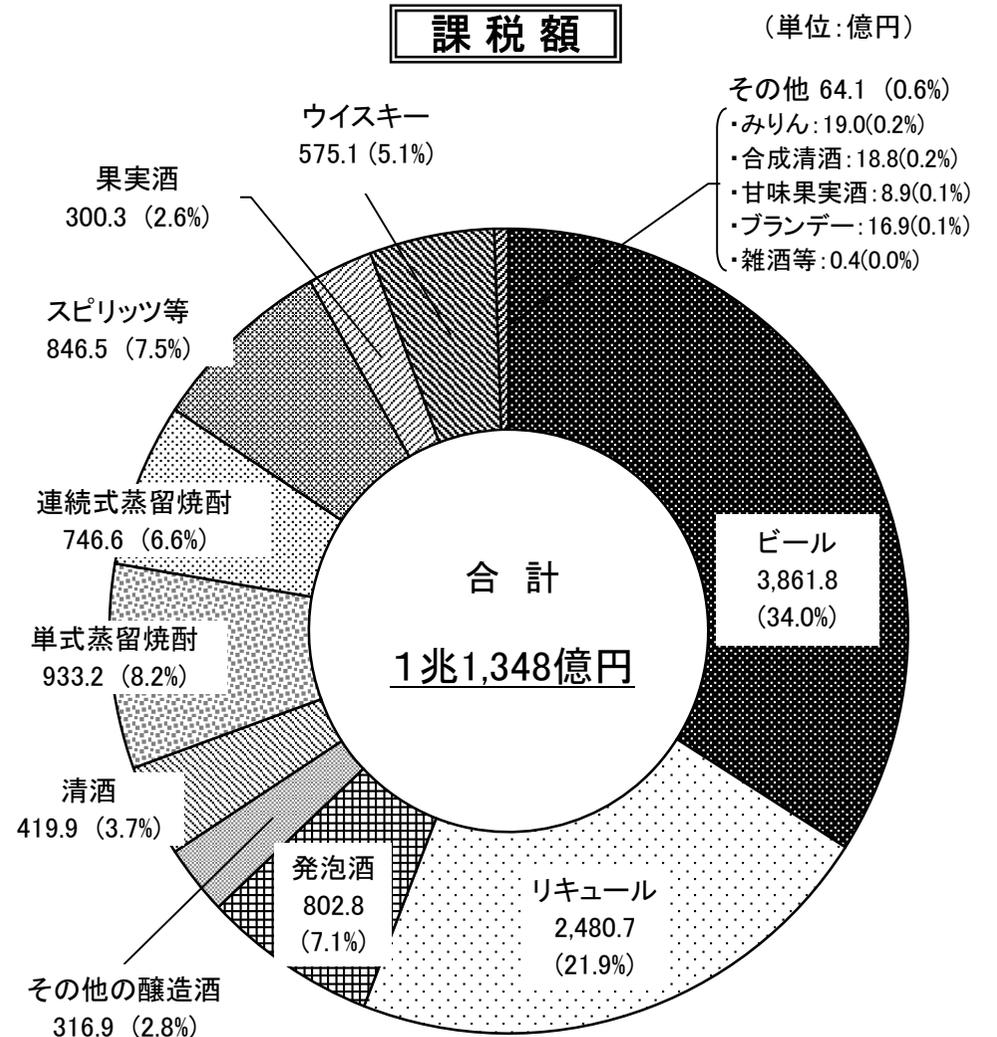
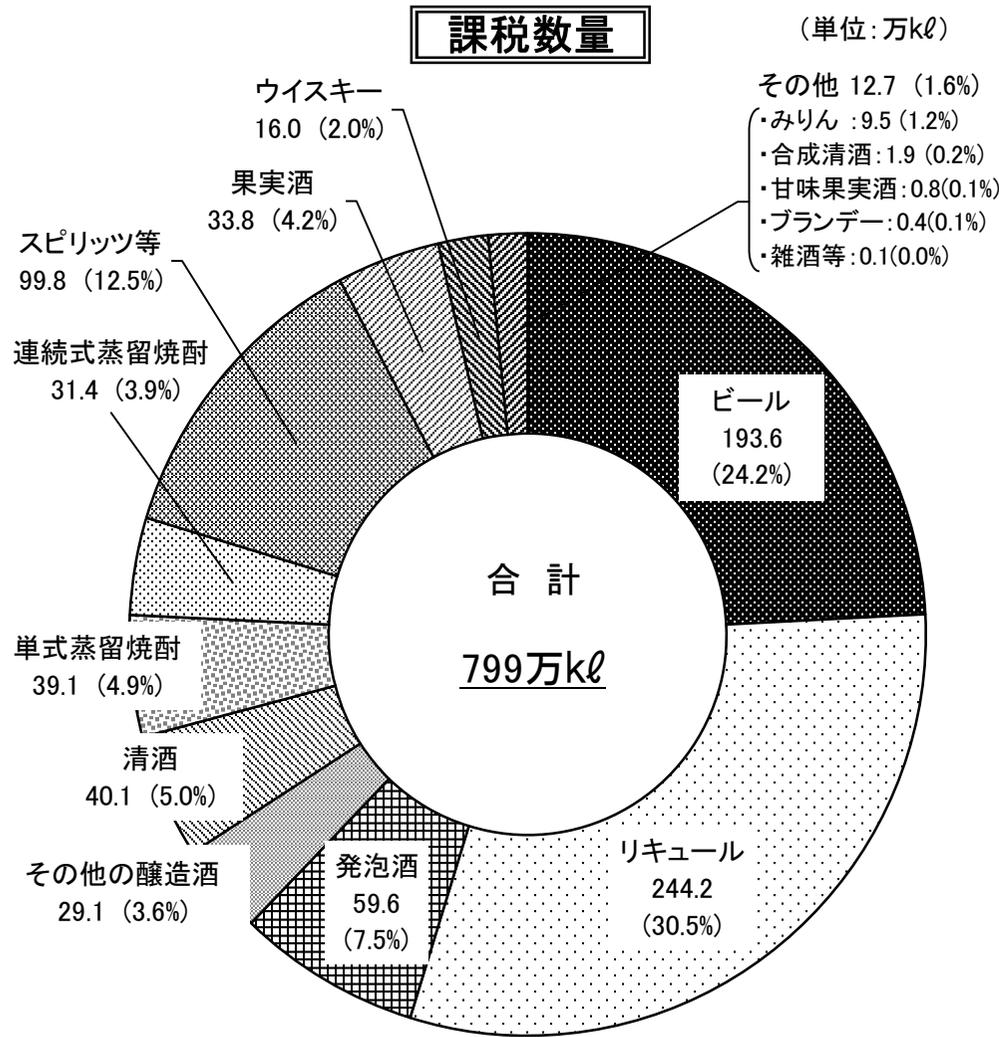
## 酒 税 の 税 率

(円/ℓ)

区 分	現 行 (令和2年10月1日～)	アルコール分 1度当たりの加算額	令和5年10月1日～	令和8年10月1日～
	<b>発 泡 性 酒 類</b>	200,000円	—	181,000円
発泡酒（麦芽比率25～50%未満）	167,125円	—	155,000円	155,000円
"（麦芽比率25%未満）	134,250円	—	→	
その他の発泡性酒類（いわゆる「新ジャンル」）	108,000円	—	134,250円	
"（ホップ及び一定の苦味料を原料としない酒類）	80,000円	—	→	100,000円
<b>醸 造 酒 類</b>	120,000円	—	100,000円	
清 酒	110,000円	—		
果 実 酒	90,000円	—		
<b>蒸 留 酒 類</b>	(アルコール分21度未満) 200,000円	(アルコール分21度以上) 10,000円	→	→
ウイスキー・ブランデー・スピリッツ	(アルコール分38度未満) 370,000円	(アルコール分38度以上) 10,000円	→	→
<b>混 成 酒 類</b>	(アルコール分21度未満) 200,000円	(アルコール分21度以上) 10,000円	→	→
合 成 清 酒	100,000円	—	→	→
みりん・雑酒（みりん類似）	20,000円	—	→	→
甘味果実酒・リキュール	(アルコール分13度未満) 120,000円	(アルコール分13度以上) 10,000円	→	→
粉 末 酒	390,000円	—	→	→

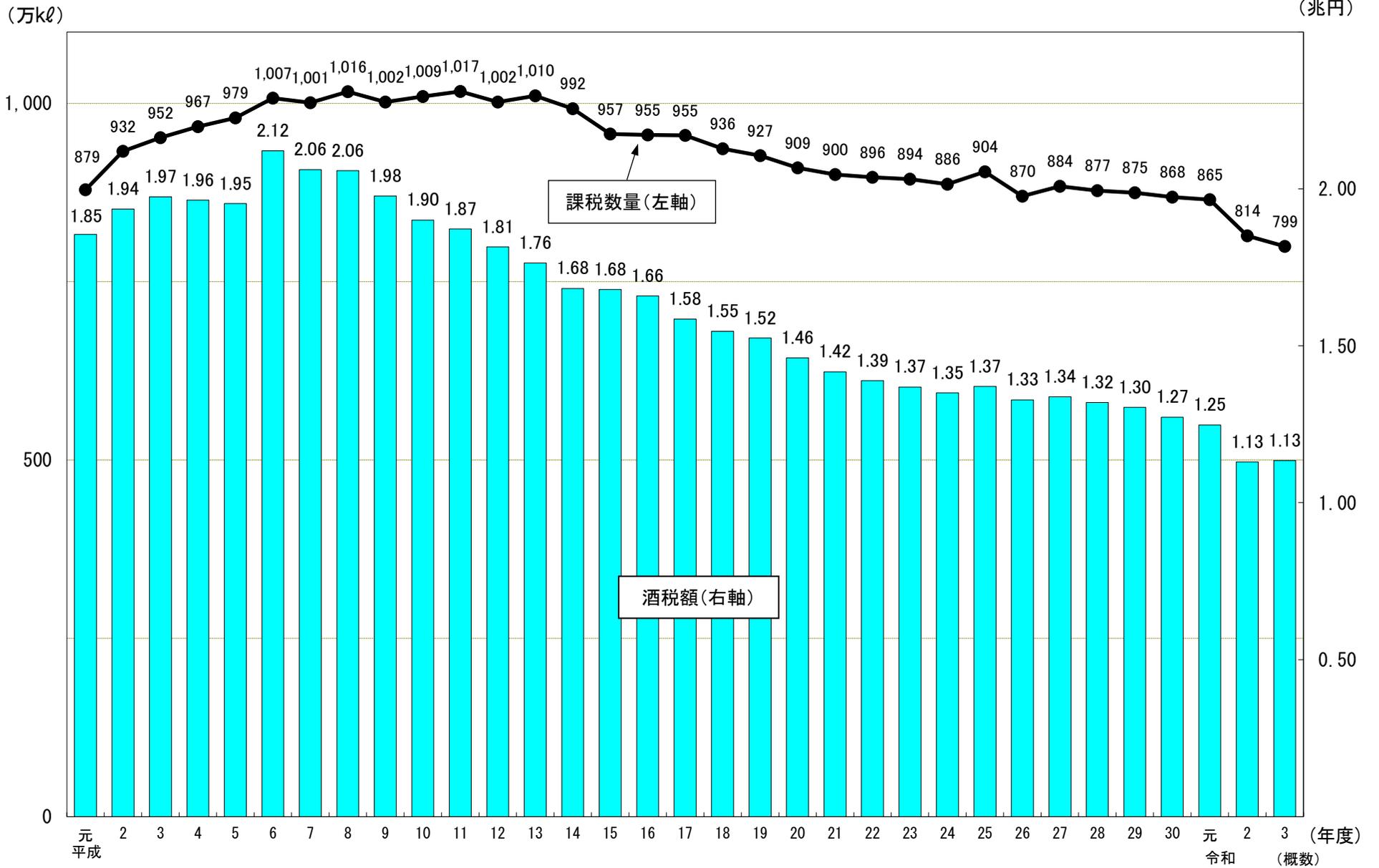
- (備考) 1. 発泡性酒類・・・ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類（ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分10度（令和8年10月以降は11度）未満で発泡性を有するもの。）  
 2. 醸造酒類・・・清酒、果実酒、その他の醸造酒（その他の発泡性酒類を除く。）  
 3. 蒸留酒類・・・連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ（その他の発泡性酒類を除く。）  
 4. 混成酒類・・・合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒（その他の発泡性酒類を除く。）

# 酒税の課税実績(令和3年度 速報値)



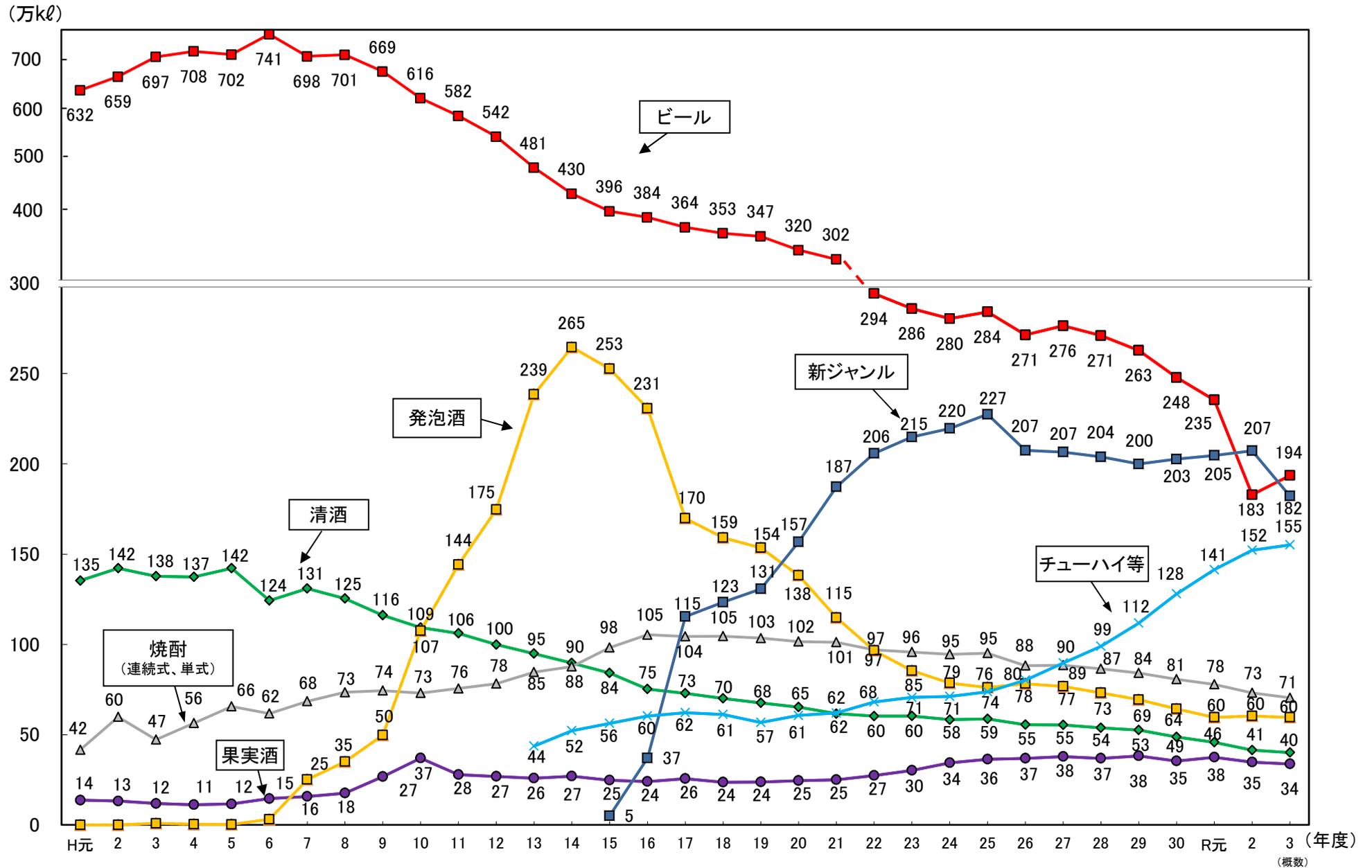
- (備考) 1. 国税庁調べ。  
 2. スピリッツ等には原料用アルコールを含み、雑酒等には粉末酒を含む。  
 3. ( )内は構成比。  
 4. 四捨五入の関係上、内訳の各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

# 酒類の課税数量と課税額の推移



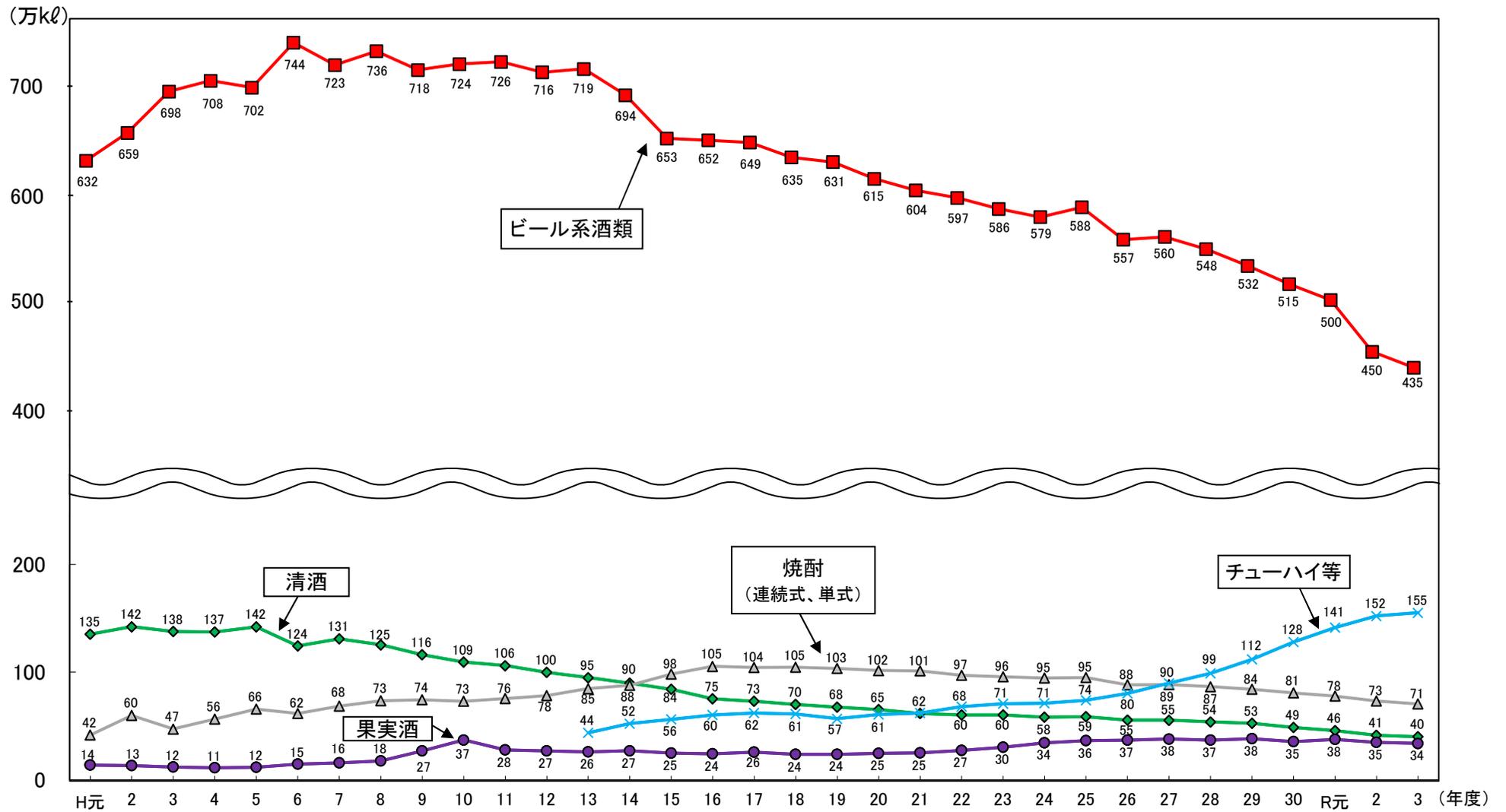
(備考) 国税庁調べ。

# 酒類別の課税数量の推移①



(備考) ビール、発泡酒、清酒、焼酎、果実酒の課税数量は、国税庁調べ。  
 「新ジャンル」の課税数量は、業界発表資料(国産分)と財務省「貿易統計」(輸入分)等に基づき推計。  
 「チューハイ等」の課税数量は、発泡性を有するものについて業界発表資料より推計。平成12年度以前については不明。

## 酒類別の課税数量の推移②



(備考) ビール、発泡酒、清酒、焼酎、果実酒の課税数量は、国税庁調べ。  
 「ビール系酒類」の課税数量は、ビール、発泡酒及び新ジャンルの合計。  
 「新ジャンル」の課税数量は、業界発表資料(国産分)と財務省「貿易統計」(輸入分)等に基づき推計。  
 「チューハイ等」の課税数量は、発泡性を有するものについて業界発表資料より推計。平成12年度以前については不明。

## 主要酒類の小売価格(消費税込み)に占める酒税負担割合の推移

(単位:円、%)

		平元. 4	4. 4	6. 5	8. 10	9. 10	10. 5	10. 10	12. 10	15. 5	18. 5	令2. 10
清酒(旧特級) (16度, 1.8ℓ)	小売価格	2,050	2,100	2,230							2,216	2,379
	酒税額	354	257	270	→	→	→	→	→	→	216	198
	負担割合	17.3	12.2	12.1							9.7	8.3
連続式蒸留 しょうちゅう (25度, 1.8ℓ)	小売価格	1,090		1,240		1,351	1,438				1,441	1,510
	酒税額	216	→	280	→	363	447	→	→	→	450	450
	負担割合	19.8		22.6		26.9	31.1				31.2	29.8
単式蒸留 しょうちゅう (25度, 1.8ℓ)	小売価格	1,120		1,350		1,468		1,561	1,701		1,704	1,896
	酒税額	127	→	184	→	271	→	359	447	→	450	450
	負担割合	11.4		13.6		18.5		23.0	26.3		26.4	23.7
果実酒 (720ml)	小売価格	820		860						907	914	1,650
	酒税額	33	→	41	→	→	→	→	→	51	58	65
	負担割合	4.1		4.7						5.6	6.3	3.9
ウイスキー(旧特級) (40度, 700ml)	小売価格	2,370		2,370		2,047	1,585				1,579	1,749
	酒税額	792	→	792	→	444	286	→	→	→	280	280
	負担割合	33.4		33.4		21.7	18.1				17.7	16.0
ビール (350ml, 缶)	小売価格	210		225							207	218
	酒税額	73	→	78	→	→	→	→	→	→	77	70
	負担割合	34.7		34.5							37.2	32.1
発泡酒 (麦芽25%未満) (350ml, 缶)	小売価格			145	150					152		182
	酒税額			33	37	→	→	→	→	47	→	47
	負担割合			23.0	24.5					30.9		25.8
新ジャンル (その他の醸造酒) (350ml, 缶)	小売価格										135	159
	酒税額										28	38
	負担割合										20.7	23.9

(注)1 平成9年4月以降の小売価格は、メーカー希望小売価格(税抜き)に消費税を加算(円未満切捨て)した金額である。メーカー希望小売価格がないもの(オープン価格制)については、市場調査(サンプル調査)による価格とした。

2 酒税額は、円未満を四捨五入した金額である。

3 負担率は、小売価格に占める酒税額の割合である。

4 ウイスキー(旧特級)については、平成9年10月以前は43度720ml、果実酒については、令和2年10月以降は調査対象商品が終売したため同様の別商品に変更している。

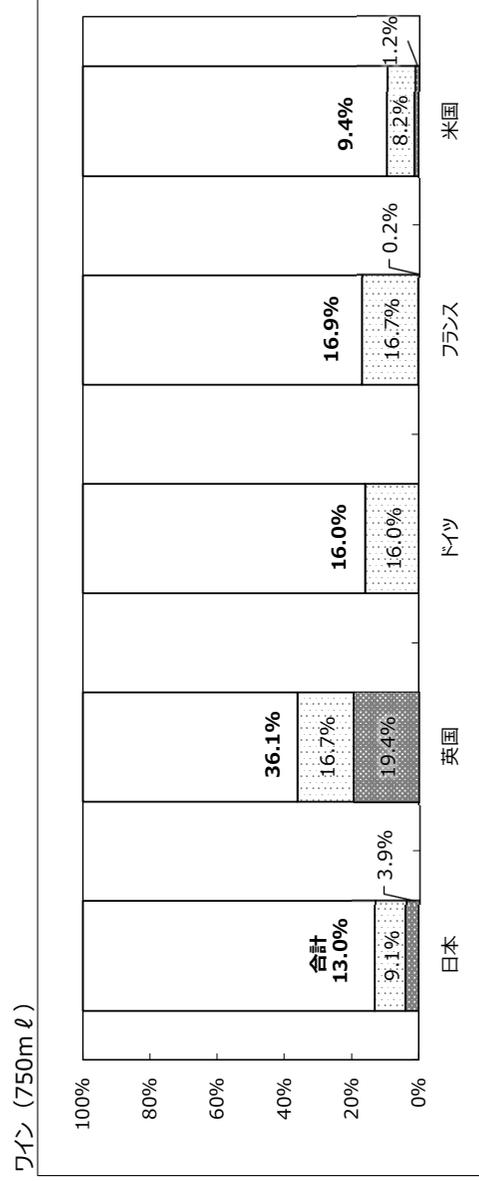
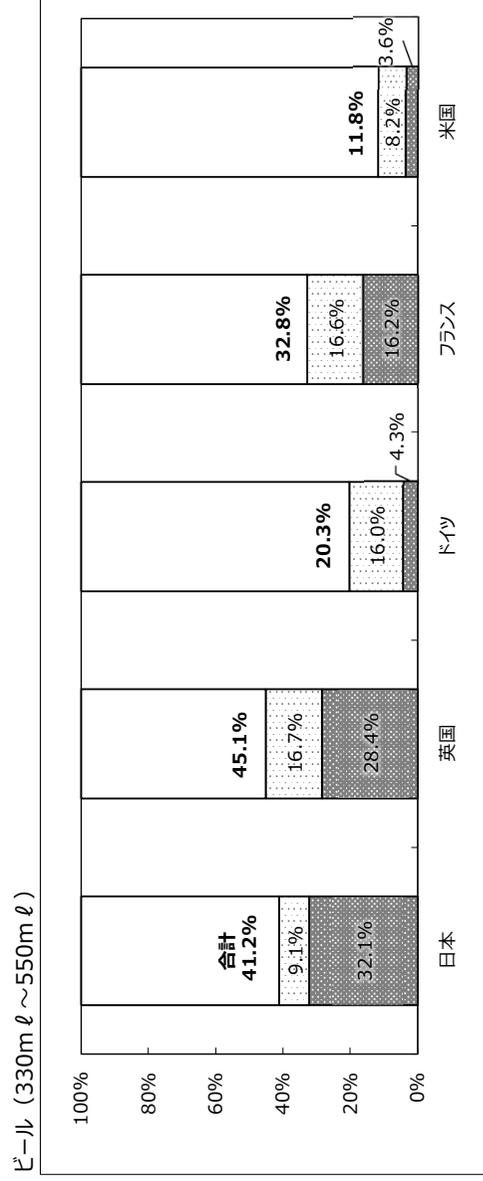
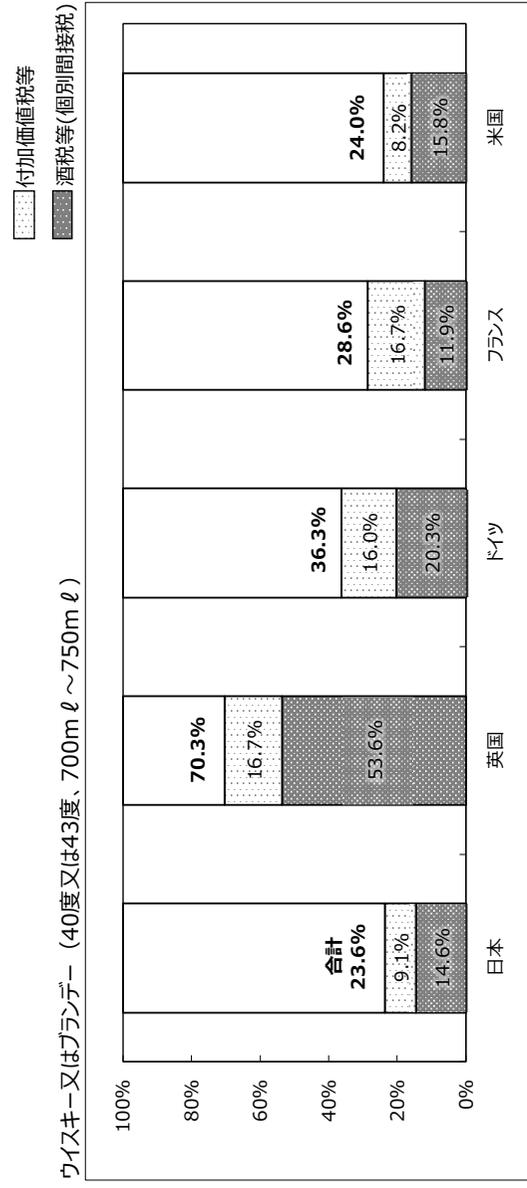
# 主要国における酒税率の国際比較（1kℓ当たり）

(2022年1月現在)

	日本	米国 (ニューヨーク州・ニューヨーク市)	英国	ドイツ	フランス	
蒸留酒	度数×1.00万円	(国税) 度数×0.81万円  (地方税) 24度以下 7.64万円 24度超 22.39万円	度数×4.43万円	度数×1.69万円	18度以下 度数×2.35万円 18度超 度数×3.10万円  (ラム酒) 18度以下 度数×1.17万円 18度超 度数×1.93万円	
	※ 下限税率 (基本) 20.00万円 (ウイスキー、ブランデー、スピリッツ) 37.00万円					※ アルコホップ税を併課 10度以下 度数×7.22万円
低アル	※ 下限税率 8.00万円					
醸造酒	ビール	20.00万円	2.53万円 ※地方税を含む税率	2.8度以下 度数×1.3万円 7.5度以下 度数×2.94万円 7.5度超 度数×3.81万円	1 プラトー度×0.10万円	0.5度超 度数×0.50万円 2.8度超 度数×1.00万円
	ワイン (発泡性なし)	9.00万円	(国税) 16度以下 3.22万円 21度以下 4.73万円 24度以下 9.49万円 24度超 度数×0.81万円  (地方税) 24度以下 0.9万円 24度超 22.39万円	1.2度超 4度以下 14.12万円 5.5度以下 19.42万円 15度以下 45.83万円 22度以下 61.09万円 22度超 度数×4.43万円	—	0.41万円

(注1) 邦貨換算レート：1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年（2022年）1月中適用）。端数は四捨五入。  
 (注2) プラトー度とは、ビールの麦汁エキスの基本濃度をいう。標準品は11プラトー度程度。

## 主要国における主要酒類の税負担割合の国際比較



(注1) 令和4年(2022年)1月現在の価格に基づく税負担割合。

なお、端数を四捨五入しているため、各項目の合計が総計に一致しない場合がある。

(注2) 比率算定の前提となる各酒類の小売価格等は各国での調査により以下の通りとした。

- ・ウイスキー又はブランデー…日本：2,068円(700ml、43%)、英国：15ポンド(700ml、40%)、ドイツ：17.99ユーロ(700ml、40%)、フランス：56ユーロ(700ml、40%)、米国：22.85ドル(750ml、40%)。
- ・ビール…日本：218円(350ml、5%)、英国：1.21ポンド(440ml、4.1%)
- ・ドイツ：0.92ユーロ(500ml、4.9%(11プラトー度))、フランス：0.87ユーロ(330ml、5.5%)、米国：2.18ドル(355ml、5%)。
- ・ワイン…日本：1,657円(720ml、12%)、英国：11.5ポンド(750ml、12.0%)、ドイツ：5.49ユーロ(750ml、13.0%)、フランス：9.99ユーロ(750ml、14.0%)、米国：21.76ドル(750ml、15%未満)。

(注3) 各国の付加価値税等の税率は次のとおり。

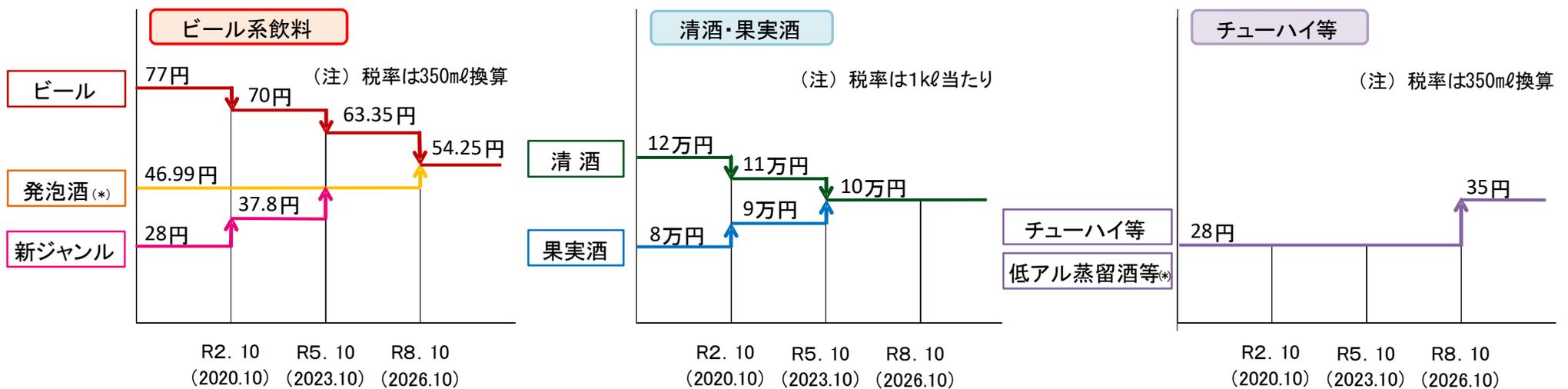
日本(消費税率)10%、英国20%、ドイツ19%、フランス20%、米国(小売売上税)8.875%。

(注4) 米国の数値は、連邦税のほか、州及び市(ニューヨーク州及びニューヨーク市)の税を含む。

# 酒税改革(平成29年度改正)について

類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えている状況を改め、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、税込中立の下、実施。

- ビール系飲料の税率について、2026年(令和8年)10月に、1kℓ当たり155,000円(350mℓ換算54.25円)に一本化する(2020年(令和2年)10月から3段階で実施)。
- 醸造酒類(清酒、果実酒等)の税率について、2023年(令和5年)10月に、1kℓ当たり100,000円に一本化する(2020年(令和2年)10月から2段階で実施)。
- その他の発泡性酒類(チューハイ等)の税率について、2026年(令和8年)10月に、1kℓ当たり100,000円(350mℓ換算35円)に引き上げる。これにあわせて、低アルコール分の蒸留酒類及びリキュールに係る特例税率についても、2026年(令和8年)10月に引き上げる。



(\*) 麦芽比率25%未満の発泡酒に係る税率

(\*) 低アルコール分の「蒸留酒類」及び「リキュール」に係る特例税率(下限税率)

## 平成29年度税制改正大綱(抄)

### 第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

平成28年12月8日  
自由民主党  
公明党

#### 3 中堅・中小事業者の支援、地方創生の推進

##### (3) 酒税改革

類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えている状況を改め、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、ビール系飲料や「醸造酒類」の税率格差の解消、「ビール」の定義拡大など、酒税改革に取り組む。この改革は、厳しい財政状況や財政物資としての酒類の位置付け等を踏まえ、税収中立で行う。税率の見直しに当たっては、消費者や酒類製造者への影響に配慮して、十分な経過期間を確保しつつ段階的に進めることとし、さらに、見直しの都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案した上で実施する。

今回の酒税改革により、酒類製造者が消費者にとって真に魅力ある商品の開発に経営資源をシフトすることや、地域の特色を活かした魅力ある商品の開発が進み、地方創生の牽引役となることが期待される。さらに、国際的にも評価される商品の開発が進み、日本産酒類のブランド価値の向上や、日本の酒類産業の国際競争力の強化にもつながる。

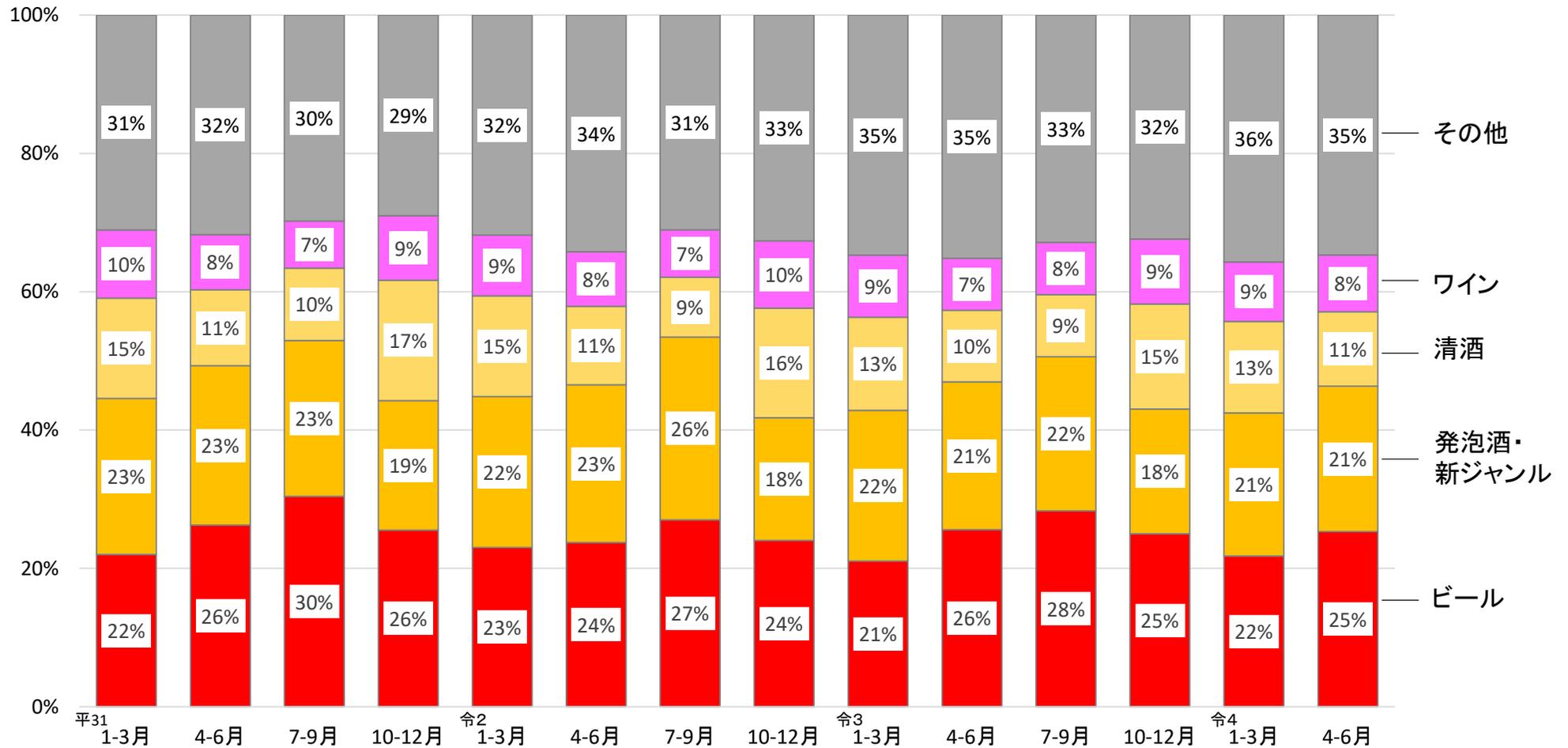
## 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)(抄)

### 附 則

#### (検討)

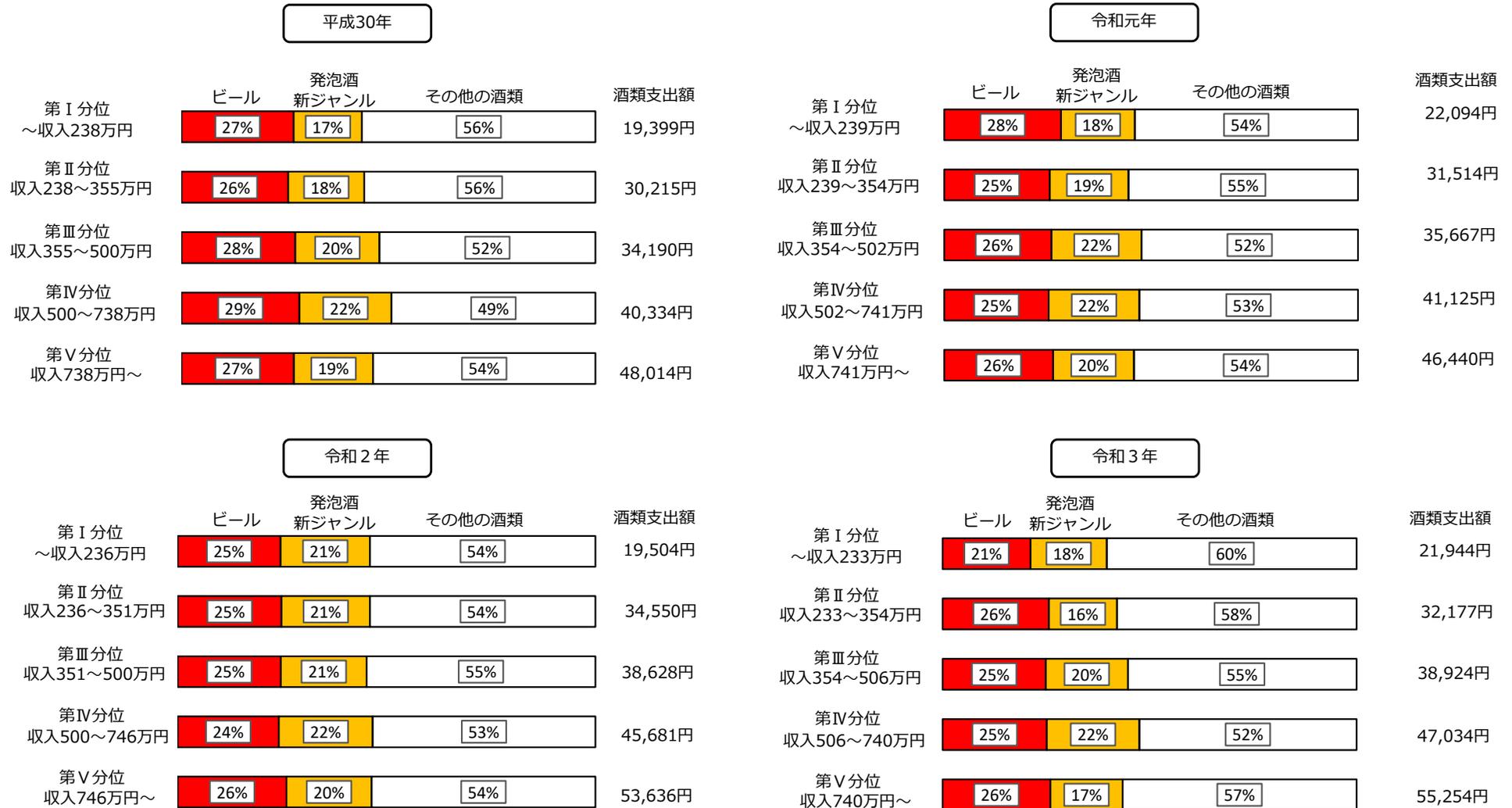
**第142条** 酒税の税率の段階的な改正（酒税の税率の令和2年10月1日、令和5年10月1日及び令和8年10月1日における酒類の種類及び品目に応じた引上げ及び引下げをいう。）については、その都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 酒類支出額に占める各品目の消費割合



(備考) 総務省「家計調査」(平成31年1月～令和4年6月・四半期) (「2人以上世帯」の1世帯あたり平均消費支出金額)に基づき作成。

## 年間収入五分位階級別の酒類支出額に占めるビール系酒類の構成比



（備考）家計調査（総務省統計局）の「年間収入五分位階級別1世帯当たり品目別支出金額（平成30年～令和3年、総世帯）」に基づき作成。

## 2-3. たばこ税

## たばこ税等の税率及び税収

税目 区分	国 税			地 方 税			合 計
	たばこ税	たばこ特別税	小 計	道府県たばこ税	市町村たばこ税	小 計	
	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)
紙 巻 た ば こ	6,802	820	7,622	1,070	6,552	7,622	15,244
葉 巻 た ば こ							
パイプたばこ							
刻 み た ば こ かみ用及びかぎ用の製造たばこ							
加 熱 式 た ば こ							
令和4年度予算額	(億円)	(億円)	(億円)	(億円)	(億円)	(億円)	(億円)
令和4年度地方財政計画額	9,340	1,126	10,466	1,446	8,819	10,265	20,731

- (注) 1. 上記は、令和4年10月現在の税率。  
 2. たばこ特別税は平成10年12月1日から実施。  
 3. 葉巻たばこ(※)及びパイプたばこは1gを1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する。  
 ※ 1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこについては、その1本をもって紙巻たばこの1本に換算する。  
 4. 加熱式たばこの換算本数は、次のイ及びロの本数の合計本数による。  
 イ その重量(フィルター等を除く。)0.4gを0.5本に換算した本数  
 ロ その小売定価(消費税抜き)の紙巻たばこ1本当たりの平均価格をもって0.5本に換算した本数

紙巻たばこの税負担割合等の推移(旧3級品を除く)

年度	平均価格 円/20本	消費税額 円	消費税抜き 平均価格		合計税額 (たばこ税・消費税) の負担割合 %
			国・地方の たばこ税額 円	たばこ税 の負担割合 %	
平成元	224.80	6.54	218.26	125.04	57.3
2	226.01	6.58	219.43	125.04	57.0
3	227.45	6.62	220.83	125.04	56.6
4	228.40	6.65	221.75	125.04	56.4
5	229.31	6.67	222.64	125.04	56.2
6	230.15	6.70	223.45	125.04	56.0
7	230.57	6.71	223.86	125.04	55.9
8	231.01	6.72	224.29	125.04	55.7
9	239.09	11.38	227.71	125.04	54.9
10/4~11月	239.04	11.38	227.66	125.04	54.9
10/12~3月	257.79	12.27	245.52	141.44	57.6
1 1	257.89	12.28	245.61	141.44	57.6
1 2	258.27	12.29	245.98	141.44	57.5
1 3	258.40	12.30	246.10	141.44	57.5
1 4	258.48	12.30	246.18	141.44	57.5
15/4~ 6月	258.36	12.30	246.06	141.44	57.5
15/7~ 3月	279.40	13.30	266.10	157.84	59.3
1 6	279.51	13.31	266.20	157.84	59.3
1 7	279.79	13.32	266.47	157.84	59.2
18/4~ 6月	279.84	13.32	266.52	157.84	59.2
18/7~ 3月	304.15	14.48	289.67	174.88	60.4
1 9	304.58	14.50	290.08	174.88	60.3
2 0	305.03	14.52	290.51	174.88	60.2
2 1	305.14	14.53	290.61	174.88	60.2
22/4~9月	305.03	14.52	290.51	174.88	60.2
22/10~3月	422.40	20.11	402.29	244.88	60.9
2 3	422.07	20.09	401.98	244.88	60.9
2 4	422.09	20.09	402.00	244.88	60.9
2 5	421.78	20.08	401.70	244.88	61.0
2 6	437.52	32.40	405.12	244.88	60.4
2 7	437.55	32.41	405.14	244.88	60.4
2 8	440.71	32.64	408.07	244.88	60.0
2 9	440.82	32.65	408.17	244.88	60.0
30/4~9月	440.95	32.66	408.29	244.88	60.0
30/10~3月	474.21	35.12	439.09	264.88	60.3
令和元/4~9月	474.24	35.12	439.12	264.88	60.3
令和元/10~3月	481.73	43.79	437.94	264.88	60.5
2/4~9月	481.52	43.77	437.75	264.88	60.5
2/10~3月	524.93	47.72	477.21	284.88	59.7
3/4~9月	522.98	47.54	475.44	284.88	59.9
3/10~3月	550.02	50.00	500.02	304.88	61.0

(注)1. 合計税額(たばこ税・消費税)の負担割合は紙巻たばこの平均価格(旧3級品の紙巻たばこを除く。)に占める割合である。

2. 平成10年12月以降のたばこ税にはたばこ特別税を含む。

3. 平成11年度のたばこ税等の額は平成11年5月1日以降の税額である

## 紙巻たばこ1箱(例:580円、20本入り)当たりの税負担額

たばこ税等の税額 304.88 (税負担割合:52.6%)

消費税 52.73	国 税 152.44	地 方 税 152.44	税 抜 価 格 222.39
--------------	---------------	-----------------	-------------------

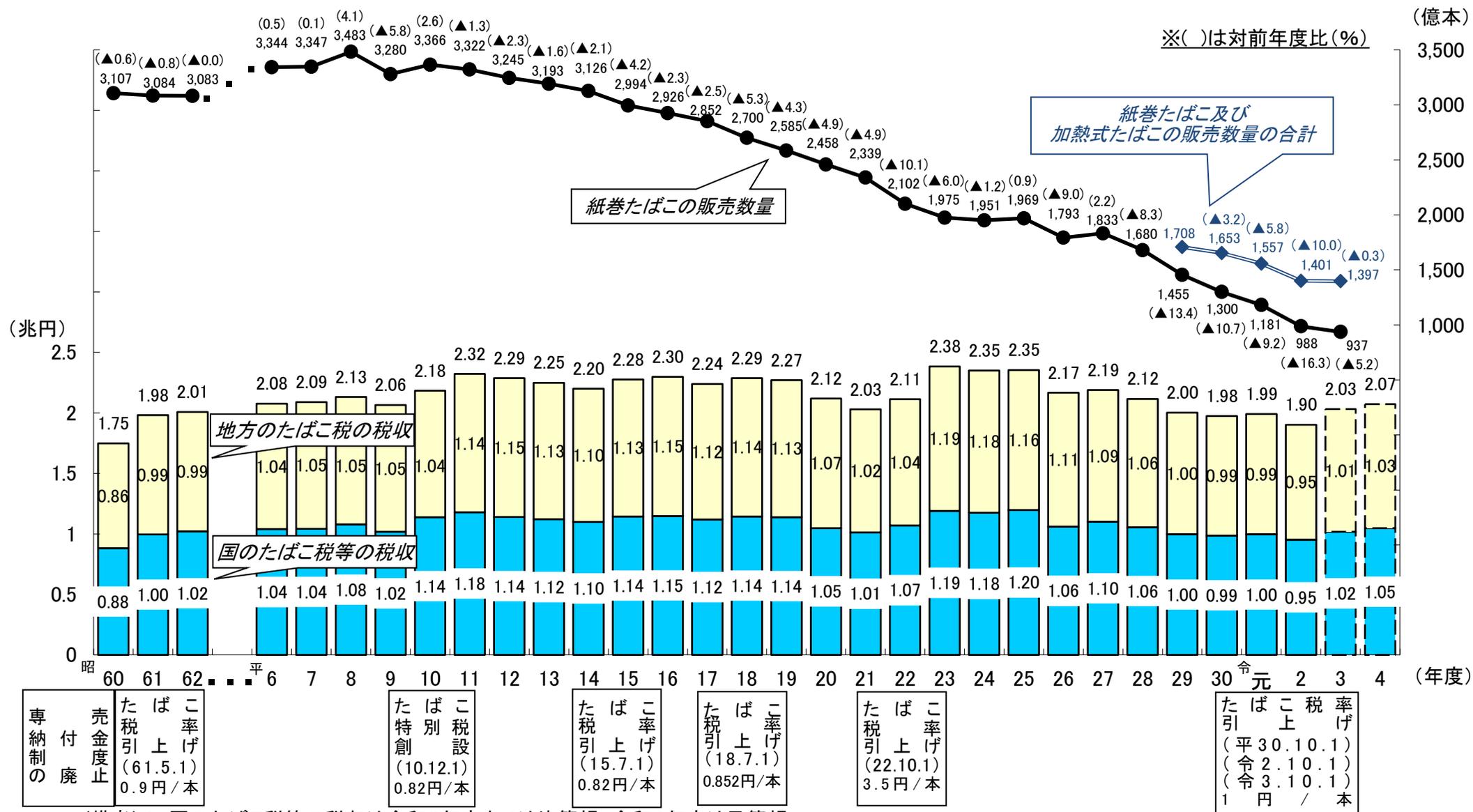
(注) 令和4年10月現在のたばこ税等の税率による。

(参考) たばこ税等の税収額(国・地方:令和4年度予算額、令和4年度地方財政計画額)(単位:億円)

20,731			
国 税    10,466		地 方 税    10,265	
たばこ税 9,340	たばこ 特別税 1,126	道府県 たばこ税 1,446	市町村 たばこ税 8,819

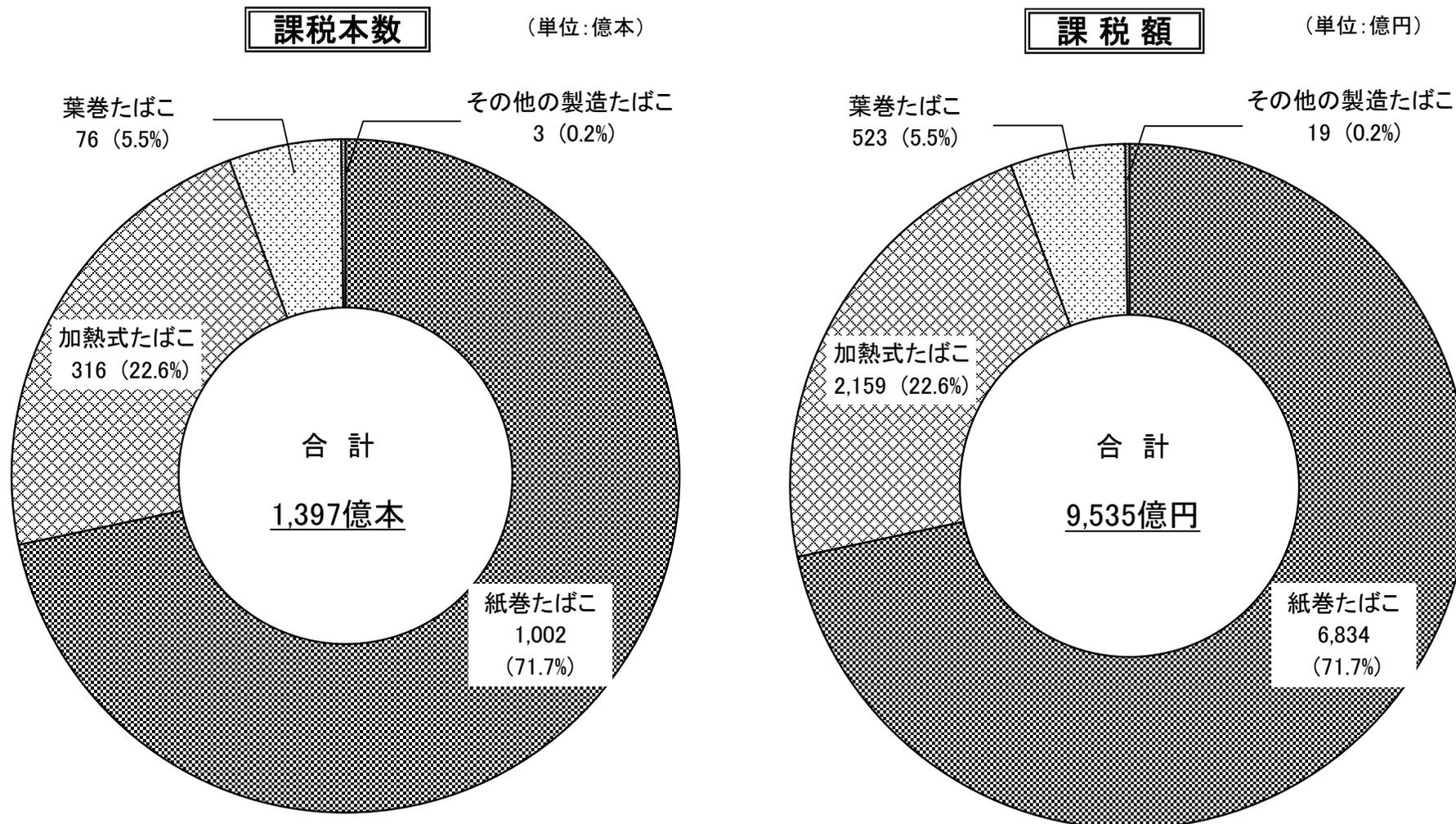
(注) 平成26年度までは国たばこ税の税収の25%が地方交付税の財源とされていたが、平成27年度以降は地方交付税の財源から除外された。

# たばこ税等の税収と紙巻たばこ等の販売数量の推移



(備考) 1. 国のたばこ税等の税収は令和3年度までは決算額、令和4年度は予算額。  
 2. 地方のたばこ税の税収は令和2年度までは決算額、令和3年度は決算見込額、令和4年度は地方財政計画額。  
 3. たばこの販売数量は日本たばこ協会調べ(平成29年度から令和元年度までの加熱式たばこの販売数量については財務省調べ)による販売実績。  
 4. リトルシガールの販売数量は令和2年度は127億本、令和3年度は97億本[紙巻たばこの販売数量を100とした場合の販売指数は10]。

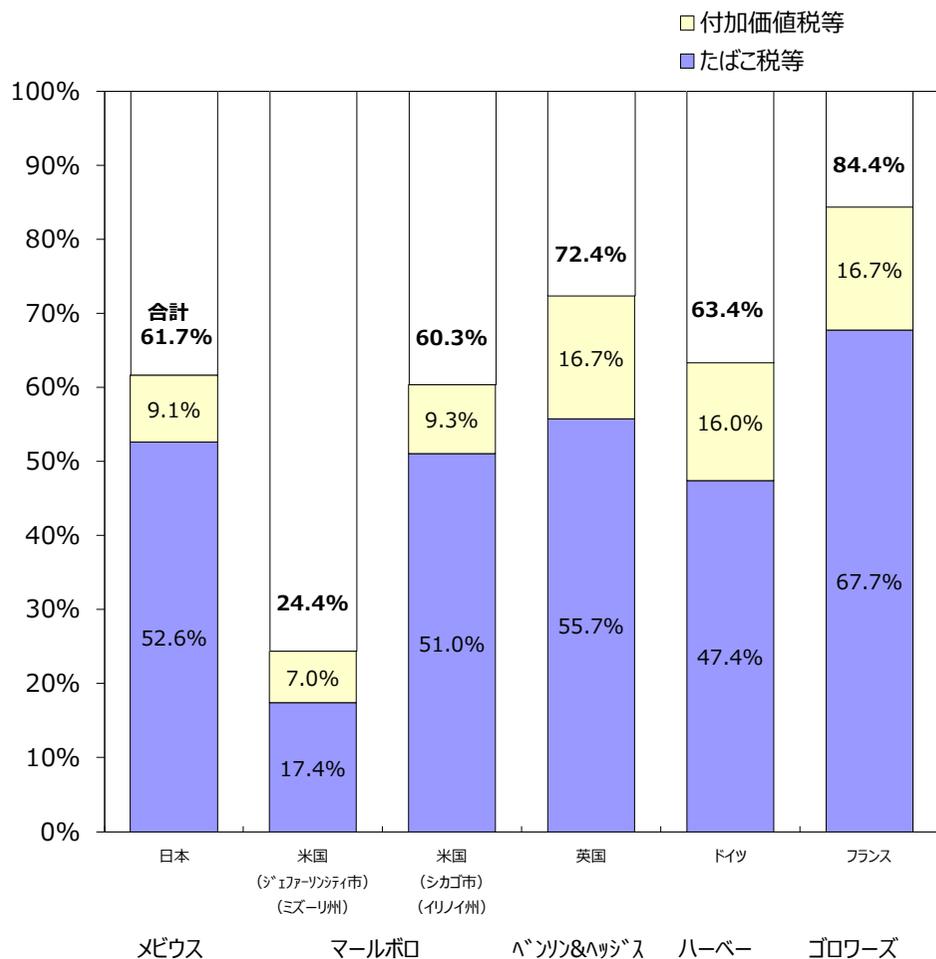
## たばこ税の課税実績（令和2年度 確報値）



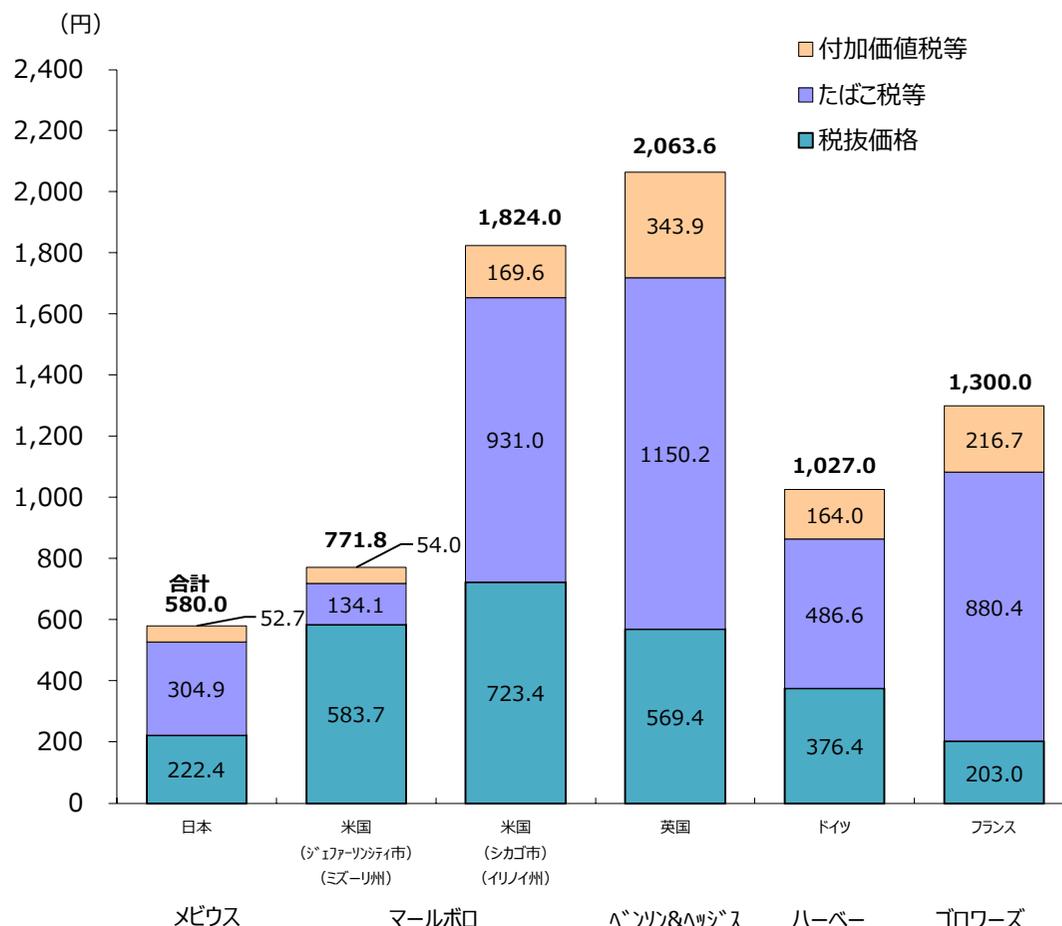
- (備考) 1. 国税庁調べ。なお、課税額は国税分であり、別途、地方たばこ税が課税される。  
 2. その他の製造たばこにはパイプたばこ(2.5億本 17.6億円)、刻みたばこ(0.03億本 0.2億円)、かぎ用・かみ用の製造たばこ(0.1億本 0.9億円)が含まれる。  
 3. ( )内は構成比。  
 4. 四捨五入の関係上、内訳の各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

# 主要国における紙巻たばこの税負担割合等の国際比較

○小売価格（付加価値税等込み）に占めるたばこ税等の割合



○1箱当たりの価格と税額



(注1) 令和4(2022)年1月現在の価格に基づく1箱(20本)当たりの数値である。

(注2) 各国の付加価値税等の税率は次のとおり。日本(消費税等)10%、米国(小売売上税)ミズーリ州ジェファーソンシティ市7.725%・イリノイ州シカゴ市10.25%、英国20%、ドイツ19%、フランス20%。  
なお、ミズーリ州の小売売上税は州たばこ税部分には課されない。

(注3) 米国においては、紙巻たばこに対して連邦政府及び州(税率は州ごとに異なる)が課税しているほか、一部の郡・市も課税している。

なお、州及び郡・市のたばこ税の合計でみれば、イリノイ州シカゴ市が最も高く、ミズーリ州ジェファーソンシティ市が最も低い(令和4(2022)年1月現在)。

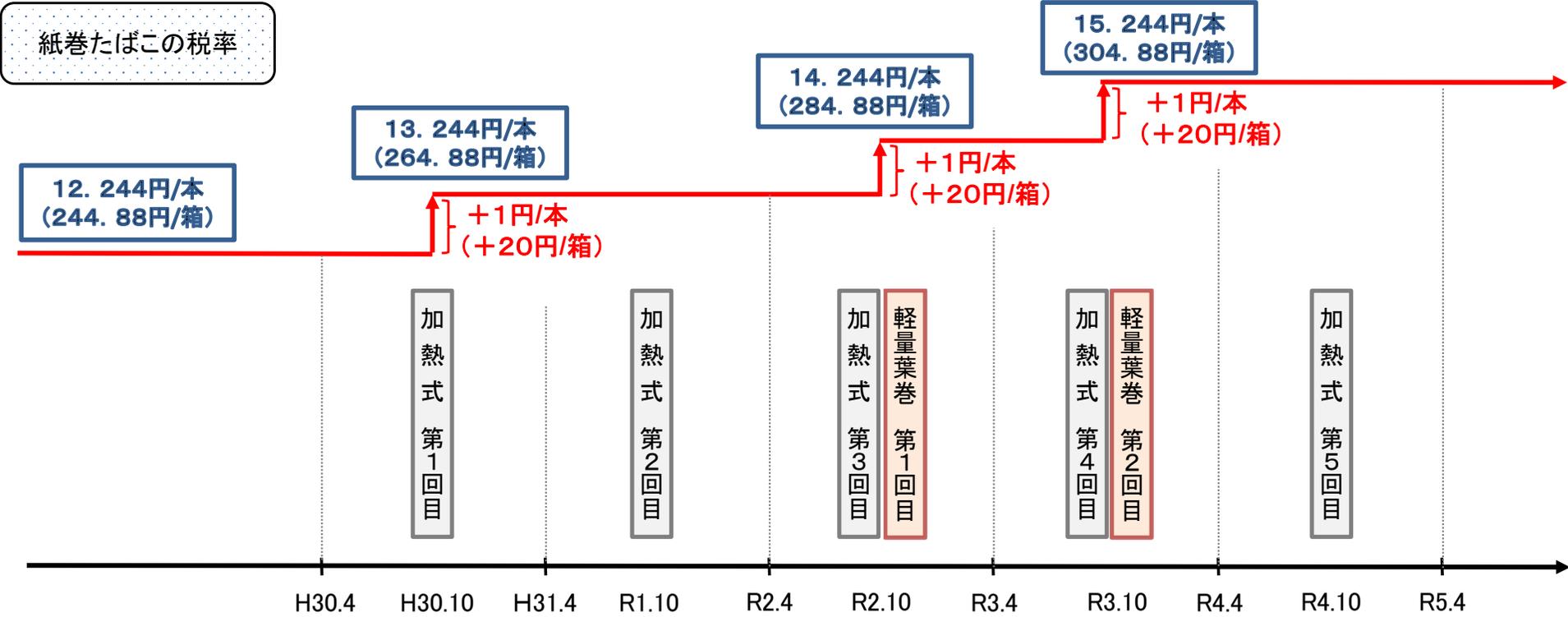
(備考) 邦貨換算は、1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4(2022)年1月中適用)。

なお、端数を四捨五入しているため、各項目の合計が総計に一致しない場合がある。

# たばこ税の見直しについて

高齢化の進展による社会保障関係費の増加等もあり、引き続き国・地方で厳しい財政事情にあることを踏まえ、財政物資としてのたばこの基本的性格に鑑み、たばこ税の負担水準の見直し等を実施。

- 税率の引上げは、消費者及びたばこ関係事業者の予見可能性を高めるため、3段階で1本当たり1円ずつ、合計3円（1箱60円）の引上げを実施。 H30 改正
- 加熱式たばこや葉巻たばこについて、紙巻たばこととの間の税負担水準の適正化を図る観点から、次の見直しを実施。
  - ・ 加熱式たばこの製品特性を踏まえ、課税区分を新設した上で、課税方式を見直し（5段階で実施）。 H30 改正
  - ・ 1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、紙巻たばこととの類似性を踏まえ、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、最低税率を設定（2段階で実施）。 R2 改正



(備考) 上記の税率は、国税であるたばこ税及びたばこ特別税、地方税である道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額。

- 近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直し。
- 平成30年(2018年)10月から実施(たばこ税率の引上げ開始と同じタイミング)。開発努力を行った企業や消費者への影響に配慮し、5回に分けて段階的に移行。

改正前  
(パイプたばこ)

[ 直接加熱方式(アイコス・グロー)の場合 ]

< 重量 >



重量1gごとに紙巻たばこ1本に換算

[ 間接加熱方式(プルーム・テック)の場合 ]

< 重量 >



重量1gごとに紙巻たばこ1本に換算

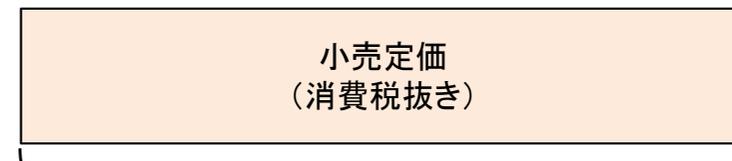
改正後  
(加熱式たばこ)

< 重量の要素 >



重量0.4gごとに紙巻たばこの本数に換算  
(巻紙・フィルター等の重さは含まない)

< 価格の要素 >



紙巻たばこ1本当たりの平均価格で  
紙巻たばこの本数に換算

「重量」と「価格」の要素は、1:1の比率で紙巻たばこの本数に換算

# たばこの種類

種類	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かみ用及びかぎ用の製造たばこ	(参考) 電子たばこ
定義等	紙その他たばこを含まないものによって巻かれた製造たばこ	たばこ又はたばこを含むものによって巻かれた製造たばこ	たばこ又はたばこを含むものを刻み、パイプ用として製造された製造たばこ	葉たばこを刻み幅0.3mm以下に刻んだもので、香料等が添加されていないきせる用の製造たばこ	たばこ又はたばこを含むものを燃焼せず、加熱（水その他の物品を加熱することによる加熱を含む。）して、たばこの成分を吸引により喫煙し得る状態に製造された製造たばこ（水パイプで喫煙するための製造たばこを除く。）	かみ用の製造たばこは葉たばこをうすく刻みかみ用として、かぎ用の製造たばこは乾燥した葉たばこを粉にしてかぎ用として、それぞれ製造された製造たばこ	たばこ葉を使用せず、装置内又は専用カートリッジ内の液体を電氣的に霧状化し、その霧状のものを吸引し得る状態に製造されたもの
たばこ税の税率	15,244円/千本						—
課税標準	本数	1gを1本に換算（1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこについては、その1本をもって紙巻たばこの1本に換算）	1gを1本に換算	2gを1本に換算	重量（フィルター等を除く。）0.4gを0.5本に換算し、小売定価（消費税抜き）の紙巻たばこ1本当たりの平均価格をもって0.5本に換算したそれぞれの合計本数	2gを1本に換算	—

(注) たばこ税の税率は、国税であるたばこ税及びたばこ特別税、地方税である道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額。

(参考) 電子たばこは、たばこ事業法において製造たばこ及び製造たばこ代用品に該当しない。なお、ニコチンを含有する電子たばこについては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の医薬品に、カートリッジ中のニコチンを霧化させる装置は医療機器に該当することから、同法において製造販売の承認又は認証を受けていない医薬品又は医療機器を販売及び授与することは禁止されており、また、業として医薬品等を販売等するためには販売業の許可を受けることが必要とされているため、これらに違反する行為は同法違反になるが、一般の個人が医薬品等を自分で使用するために輸入する行為については、一定量に限り認められている。

1. 消費税関係
2. 酒税・たばこ税関係
- 3. 諸税関係**

# 自動車関係諸税・エネルギー関係諸税の概要(令和4年度)

国		税 目	課税物件	税 率	4年度税込 (億円)	備 考
国	税	揮 発 油 税	揮 発 油	48,600円/kℓ (本則税率: 24,300円/kℓ)	20,790	・国の一般財源
		地方揮発油税	揮 発 油	5,200円/kℓ (本則税率: 4,400円/kℓ)	2,225 (うち地方譲与分 2,225)	・地方の一般財源として全額譲与
		石油ガス税	自動車用石油ガス	17円50銭/kg	100 (うち地方譲与分 50)	・税込の1/2は地方の一般財源として譲与
		自動車重量税	乗用車、トラック、バス、 軽自動車、バイク等	(例)乗用車 車両重量0.5t・1年につき ・自家用 4,100円 ・営業用 2,600円 (本則税率: いずれも2,500円)	6,766 (うち地方譲与分 2,916)	・税込の一部を公害健康被害の補償費用の財源として交付 ・税込の431/1000は地方の一般財源として譲与
		石油石炭税	原油、石油製品、天然ガス、 石油ガス、石炭等	・原油、石油製品 2,800円/kℓ (本則税率: 2,040円/kℓ) ・天然ガス、石油ガス等 1,860円/t (本則税率: 1,080円/t) ・石炭 1,370円/t (本則税率: 700円/t)	6,600	・燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策財源
		航空機燃料税	航空機燃料	13,000円/kℓ (本則税率: 26,000円/kℓ)	492 (うち地方譲与分 152)	・空港整備財源及び地方空港対策費 ・税込の4/13は地方の空港対策財源として譲与
		電源開発促進税	一般送配電事業者等の販売電気	375円/千キロワット時	3,130	・電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策財源
地 方 税	都道府県税	軽油引取税	軽 油	32,100円/kℓ (本則税率: 15,000円/kℓ)	9,307	・地方の一般財源 ※ 但し、一部を指定市へ交付
		自動車税	乗用車、トラック、バス等 (軽自動車等を除く)	・種別割(例: 乗用車 排気量2,000ccクラス) ・自家用 36,000円(年) ・営業用 9,500円(年) ・環境性能割 燃費区分等に応じ、取得価額の0~3%	16,765 (うち環境性能割 1,482)	・地方の一般財源 ※ 但し、環境性能割は、一部を市町村(特別区含む)へ交付
	市町村税	軽自動車税	軽自動車、小型二輪車、 原付自転車等	・種別割(例: 軽乗用車) ・自家用 10,800円(年) ・営業用 6,900円(年) ・環境性能割 燃費区分等に応じ、取得価額の0~2%	3,118 (うち環境性能割 175)	・地方の一般財源 ※ 但し、環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行う。

- (注) 1. 税込額は、国税は予算額、地方税は地方財政計画額である。  
 2. 揮発油税、地方揮発油税及び自動車重量税の税率は、租税特別措置法による当分の間税率であり、軽油引取税の税率は、地方税法附則による当分の間税率である。  
 3. 令和16年4月1日より、揮発油税の税率については48,300円(本則税率: 24,000円)、地方揮発油税の税率については5,500円(本則税率: 4,700円)となる。  
 4. 石油石炭税の税率は、租税特別措置法による特例税率である。  
 5. (令和4年度改正) 航空機燃料税の税率(13,000円/kℓ)は、租税特別措置法による令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の特例税率である(改正前9,000円/kℓ(税込の4/9は地方の空港対策財源として譲与))。

# 国際観光旅客税の概要

- 観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、国際観光旅客等の出国1回につき1,000円の負担を求める。

納税義務者	航空機又は船舶により出国する一定の者（国際観光旅客等）
税率	出国1回につき1,000円
徴収・納付	<p>①国際旅客運送事業を営む者による特別徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等から徴収し、翌々月末までに国に納付</li> </ul> <p>②国際観光旅客等による納付（プライベートジェット等による出国の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ①以外の場合、国際観光旅客等は、航空機等に搭乗等する時までに国に納付</li> </ul>
用途	<p>令和4年度予算額：90億円</p> <p>①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備（36億円）</p> <p>②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化（8億円）</p> <p>③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上（46億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）に基づき、上記の3つの分野に国際観光旅客税の税収を充当することとされている。</li> </ul>
適用時期	平成31年1月7日以後の出国に適用

（注1）非課税等、国際観光旅客税が課されない者には、以下のような者がいる。

「航空機又は船舶の乗員」、「強制退去者等」、「公用機又は公用船（政府専用機等）により出国する者」、「航空機による乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者）」、「外国間を航行中に天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者」、「本邦から出国したが天候その他の理由により本邦に帰ってきた者」、「2歳未満の者」等

（注2）具体的な用途としては、例えば以下のようなものがある。

「ディープラーニング技術を活用した個人識別情報システムの導入」、「電子申告ゲートの利便性向上」、「戦略的な訪日プロモーションの実施」、「文化資源・国立公園等のインバウンドに向けた環境整備」等

# 印紙税の概要

## 【課税対象】

### 課税文書

※ 印紙税法別表第一に掲げる文書

具体的には、不動産譲渡契約書、消費貸借契約書、請負契約書、手形、受取書、預貯金通帳 等

※ 電磁的記録による不動産譲渡契約書や領収書等、電子記録債権などには印紙税が課されない（不課税）

## 【税率】

### 課税文書ごとに法定

※ 階級定額税率のものと定額税率のものがある

## 【納税義務者】

### 課税文書の作成者

※ 原則として、課税文書の作成の時までに、課税文書に印紙を貼り付け、その印紙を消印する方法で納付する

## 【税収】

令和4年度予算 2,790億円（印紙収入 9,440億円）

※ 印紙税の税収は、各種の資料により印紙収入から推計したものである